

な ご や
人 権 施 策
基 本 方 針
(案)

名 古 屋 市

目 次

頁

第1章 策定にあたって

1 目 的	1
・公告「『人間性豊かなまち・名古屋』をめざして」	1
2 背景と現状	
(1) 国際的な動きと日本の対応	2
(2) 国内の法整備	3
(3) 本市の取り組み	3

第2章 推進にあたって

1 基本理念	5
2 基本的な視点	
(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり	5
(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり	5
(3) 市民の参画と協働によるまちづくり	5
3 市の基本姿勢	
(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進	5
(2) 市民が主体となる施策の推進	6
(3) 総合的な施策の推進	6
4 人権施策の推進体制と進行管理	
(1) 名古屋市人権施策推進会議	6
(2) 推進のための行政組織	6
(3) 関係機関との連携	6
(4) 個別計画との連携	7
(5) 進行管理	7

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発 一あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進一	9
2 人権に関する研修 一人権尊重の理念がより実践されるために一	10
3 人権尊重のまちづくり 一誰もが安心で安全な生活の営めるまちをめざして一	12
4 人権に関する相談・支援 一早期解決のための相談・支援を充実一	14

第4章 分野別施策の推進

1 女 性 — 男女共同参画社会の実現に向けて —	15
2 子ども — 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて —	17
3 高齢者 — 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて —	20
4 障害者 — 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて —	22
5 同和問題（部落差別） — 同和問題（部落差別）の早期解決に向けて —	24
6 外国人 — 多文化共生都市の実現に向けて —	26
7 さまざまな人権分野 — あらゆる差別や偏見の解消に向けて —	28
(1) 自殺者・自死遺族等	28
(2) ホームレスの人	29
(3) H.I.V感染者・ハンセン病患者等	30
(4) 犯罪被害者等	31
(5) 性的少数者	32
(6) その他	33
刑を終えて出所した人等	33
アイヌの人々	33
北朝鮮拉致被害者等	33
8 人権を取りまく課題 — 社会情勢の変化に対応して —	35
(1) インターネットによる人権侵害とプライバシーの保護	35
(2) 災害時における人権問題	36

資料編

1 関係法令等	
・日本国憲法（抄）	37
・世界人権宣言	40
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）	44
・名古屋市人権施策推進会議規程	45
2 名古屋市における人権分野別個別計画一覧	48
3 国連で採択された主な人権関係諸条約	49
4 人権に関する略年表	50
5 なごや人権施策基本方針策定経過	57
6 有識者懇談会	58
7 平成30年度人権についての市民意識調査結果（概要）	59

第1章

策定にあたって

1 目的

2 背景と現状

第1章 策定にあたって

1 目的

人権とは、一人ひとりの市民が個人としての生存と自由を確保し、幸福な社会生活を営むために欠かすことのできない権利であり、人間の尊厳に基づく固有の権利です。

一人ひとりの市民が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現していくためには、人権が調和的に行使され、市民相互の間でともに尊重されること、すなわち「人権の共存」が達成されることが重要です。

お互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について、理性と感性の両面から理解と認識を深めるとともに、権利の行使に伴う責任をそれぞれ自覚しあい、尊重しあう関係が確立されていく中で人権尊重社会が実現していきます。

本市では、昭和52年に「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げました。これは、「個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に發揮し、真に生きがいのある生活のいとなめる人間性豊かなまちづくりをめざす」というもので、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしたものです。

「なごや人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)は、名古屋市基本構想のもと策定された市総合計画を人権の視点から補完するものであり、市政運営の基本理念である「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に向けて人権施策を総合的・計画的に推進していくための指針となるものです。

公 告

『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』を次のように宣言する。 平成10年5月1日 名古屋市長

「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして～世界人権宣言採択50周年にのぞみ～

基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念であり、名古屋市においても、まちづくりの基本理念に人間性の尊重を掲げ、これまで様々な施策を行ってきました。しかしながら、人権については未だ多くの議論がなされ、時代とともに新たな課題も生じています。

本年は、国連総会で世界人権宣言が採択されて50周年の節目にあたります。

人権の世紀とも言うべき21世紀を間近にひかえ、一人ひとりの人権に対する意識をより一層高めることが求められています。

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。このことを改めて確認し、名古屋市基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむことなく努力をつづけていくことをここに宣言します。

2 背景と現状

(1) 國際的な動きと日本の対応

20世紀は、二度にわたって世界大戦が起こり、人権侵害、人権抑圧は、これまでにない不幸を人々にもたらしました。

このような歴史への反省と平和への願いから、国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23年の第3回総会において「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（前文から）とする「世界人権宣言」が採択されました。

昭和25年の第5回国連総会では、この「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」として定めるとともに、すべての加盟国に対して、これを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

その後、国連では「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、A規約）や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、B規約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）をはじめとする人権に関する多くの国際規約や条約などが採択され、わが国も「人種差別撤廃条約」や「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）、「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）など、さまざまな人権諸条約を締結しています。（※）

また、国際児童年（昭和54年）や国際障害者年（昭和56年）、国際高齢者年（平成11年）など、国際年の取り組みなどを通じて、各国に人権が尊重される社会の実現を働きかけてきました。

さらに、平成6年の国連総会において、平成7年から平成16年を「人権教育のための国連10年」と定め、「人権教育のための国連10年行動計画」に基づき、各國において人権教育への取り組みがすすめられ、平成16年には、さらにその取り組みをすすめるための「人権教育のための世界計画」が国連総会において決議されました。

平成17年、国連事務総長報告書の中で、国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性をふまえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え、いわゆる「人権の主流化」の考え方が提唱されました。

平成18年の国連総会決議により、国連として人権問題への対処能力を強化するため経済社会理事会の下部組織であった人権委員会にかえて、人権分野の最高機関として新たに人権理事会が設置され、わが国も人権理事国の一員として、人権分野における国際貢献のさらなる推進が期待されています。

また、平成27年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、人権を大きな柱に据え、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

（※資料編「国連で採択された主な人権関係諸条約」参照）

(2) 国内の法整備

わが国においては、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を柱とした「日本国憲法」が昭和 21 年 11 月 3 日に公布され、翌昭和 22 年 5 月 3 日から施行されました。

その後、憲法の基本的人権尊重の精神を受けて、その時々の社会情勢をふまえながら、さまざまな人権分野に関する国内法整備がはかられてきました。

平成 6 年の国連総会における「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、平成 9 年「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。) が策定され、人権課題への取り組みを広範に展開してきました。

平成 9 年には「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律によって設置された人権擁護推進審議会は、平成 8 年の地域改善対策協議会の意見具申や平成 9 年の「国内行動計画」などをふまえて、平成 11 年に、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申を取りまとめました。

こうした中で、平成 12 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、その基本理念は、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」と示され、地方公共団体は、国との連携をはかりつつ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされました。

また、平成 14 年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 23 年一部変更)が閣議決定されました。国はこの基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向か、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

この基本計画で取り上げられているさまざまな人権課題の解決に向けて、その後多くの法整備がなされ、人権尊重社会実現への条件が整えられてきました。(※)

(※資料編「人権に関する略年表」参照)

(3) 本市の取り組み

本市では、昭和 49 年に同和問題に関する総合窓口として同和対策室（民生局）を設置し、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」、昭和 51 年に「名古屋市同和教育基本方針」を策定し、同和問題の解決を市政の重要な柱として位置づけて、事業に取り組んできました。

昭和 52 年には、「名古屋市基本構想」を策定し、まちづくりの基本理念として「人間性の尊重」を掲げ、人権尊重をまちづくりの理念として明らかにしました。

また、平成 8 年には、あらゆる差別の撤廃宣言をするとともに、市民への人権教育をさらに充実することを求める請願「あらゆる差別の撤廃に関する件」が名古屋市会において採択されました。このような動きをふまえ、平成 10 年に、世界人権宣言採択 50 周年に臨み基本構想に掲げる「人間性豊かなまち」をめざして、市民とともに、人権が尊重され差別や偏見がない地域社会の実現に、たゆむこ

となく努力を続けていくことの市長宣言（※）を行いました。

（※1ページ 公告『「人間性豊かなまち・名古屋」をめざして』参照）

平成12年に策定された「名古屋新世紀計画2010」では、あらゆる差別の解消に向けたまちづくりをすすめることを基本理念に掲げ、さらに、部門別計画では新たに「人権と市民サービス」の章を設けて、人権施策の推進を市政の重要な柱として位置づけました。

平成13年に公表した「名古屋新世紀計画2010 第1次実施計画」においては、人権施策推進のための指針の策定に取り組むことを目標に掲げました。

平成14年3月には、「名古屋新世紀計画2010」を人権の視点から補完するものとして「なごや人権施策推進プラン」を策定し、「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすことを基本理念として、人権施策の総合的・計画的な推進をはかることとしました。

また、平成15年4月に、新たに人権施策推進室（市民経済局）を設置し、人権施策の推進に係る総合的企画や総合調整、同和問題の解決に向けた施策の総合調整などをはかってきました。

この間「なごや人権施策推進プラン」に掲げる人権施策の適切な進行管理と実効性の確保を目的として、人権施策推進会議において前年度の各施策および事業の進捗状況、当該年度の事業予定を把握することによって行い、事業の総合的・計画的な推進につとめてきました。平成23年3月には、その後継プランである「新なごや人権施策推進プラン」を策定し、人権施策の基本理念と人権に関する重要課題の基本的方向や具体的な取り組みを明らかにするとともに、人権尊重を基本としたまちづくりを総合的・計画的に推進してきました。

人権関係カレンダー（※）

4月	10～16日 女性週間 【児童虐待防止推進月間】	10月	1日 國際高齢者デー 【児童虐待防止推進月間】
5月	1～7日 憲法週間（3日 憲法記念日） 5～11日 児童福祉週間（5日 こどもの日） 15日 國際家族デー 【男女雇用機会均等月間】	11月	12～25日 女性に対する暴力をなくす運動 （25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー） 25日～12月1日 犯罪被害者週間
6月	1日 人権擁護委員の日 15日 世界高齢者虐待啓発デー 23～29日 男女共同参画週間 6月25日を含む1週間 ハンセン病を正しく理解する週間 【再犯防止啓発月間】	12月	1日 世界エイズデー 3～9日 障害者週間 （3日 國際障害者デー、9日 障害者の日） 4～10日 人権週間（10日 人権デー） 10～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
7月	【人権強調月間】 【多文化共生推進月間】	1月	
8月	8日 國際識字デー 10～16日 自殺予防週間 （10日 世界自殺予防デー） 15～21日 老人週間（15日 老人の日）	2月	【自殺対策強化月間】 8日 國際女性の日 20日 國際幸福デー 21日 國際人種差別撤廃デー
9月		3月	

（※主なもの。紙面の都合上割愛したものもある。）

第2章 推進にあたって

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 市の基本姿勢
- 4 人権施策の推進体制と進行管理

参考指標

第2章 推進にあたって

1 基本理念

市民一人ひとりの権利が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざします。

「人間性豊かなまち」とは、個人の尊厳と男女平等の原則に基づき、一人ひとりの市民が自信と希望にあふれ、その能力を十分に發揮し、真に生きがいのある生活の営めるまちです。

この「基本理念」を実現するためのまちづくりの方向性を、3つの「基本的な視点」として掲げます。そしてそれらの「基本的な視点」をふまえ、人権施策を推進するにあたっての3つの「市の基本姿勢」を定め、人権施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 基本的な視点

(1) 一人ひとりが大切にされるまちづくり

誰もが自分らしく生きるために、それぞれの個性や能力が尊重され、一人ひとりが主体的に自らの生き方を選択することができる事が重要です。

一人ひとりの権利が尊重され互いに人間としての尊厳を認めあい、すべての人が大切にされるまちづくりを推進します。

(2) 多様性を尊重し支えあうまちづくり

市民一人ひとりには、それぞれの個性や生き方があり、国籍、民族、宗教、言語、文化、習慣、性別、世代などさまざまな違いがあります。

誰もが、お互いの個性や価値観の違いを認めあい、支えあうまちづくりを推進します。

(3) 市民の参画と協働によるまちづくり

日常の市民生活の中で人権について主体的に考え、学び、行動していくことが大切です。

人権の尊重と擁護にあたっては、一人ひとりの市民の主体的な参画と協働により、人権尊重のまちづくりを推進します。

3 市の基本姿勢

(1) 一人ひとりの人を大切にする施策の推進

市政のあらゆる施策の実施において、人権尊重の理念を柱にすえた行政運営につとめ、多様性を尊重し、一人ひとりの人を大切にするという視点から施策を推進します。

職員は、常に人権を尊重し、公共の福祉の担い手として、公正な判断と誠実な職務遂行につとめます。

(2) 市民が主体となる施策の推進

市民一人ひとりが人権について日常生活の中で主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場における自主的な市民活動や社会参加を支援していきます。

(3) 総合的な施策の推進

人権に関する課題は、女性をはじめ、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人、その他さまざまな分野にわたっています。

それぞれの人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野にまたがった人権課題に対しても施策の効果的な連携をはかるなど、市政全般にわたって人権という視点から施策を総合的に推進していきます。

4 人権施策の推進体制と進行管理

(1) 名古屋市人権施策推進会議

本市における人権に関する諸施策の連絡調整および総合的な推進をはかり「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するために「名古屋市人権施策推進会議」（以下「人権施策推進会議」という。）（※）を設置しています。

人権施策推進会議では人権尊重を基本とした行政運営を行うため、各局区室が緊密な連携をはかりながら、人権施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。

また、人権施策推進会議に幹事会をおき、人権に関する諸施策の協議、調整および実施の推進、情報収集など人権施策推進会議の事務を補佐しています。

（※資料編「名古屋市人権施策推進会議規程」参照）

(2) 推進のための行政組織

基本方針に基づく分野別人権施策の実施については、個々の施策や事業を所管する局区等での対応を基本として全般的に推進するものとし、人権施策の推進に係る総合的企画および調査研究、総合調整に関することは、市民経済局人権施策推進室が行います。また、基本方針に掲げる分野別施策の所管課の担当課長を構成員とする「人権施策担当課長連絡会議」を設置して、各分野の課題解決や人権啓発等関係施策や事業に関する連絡調整および情報交換を実施しています。

(3) 関係機関との連携

人権啓発をはじめとする人権施策が広範な取り組みとして展開されるよう、国、愛知県、人権擁護委員を中心に、名古屋市社会福祉協議会など関係機関とも緊密な連携・協力をはかります。

(4) 個別計画との連携

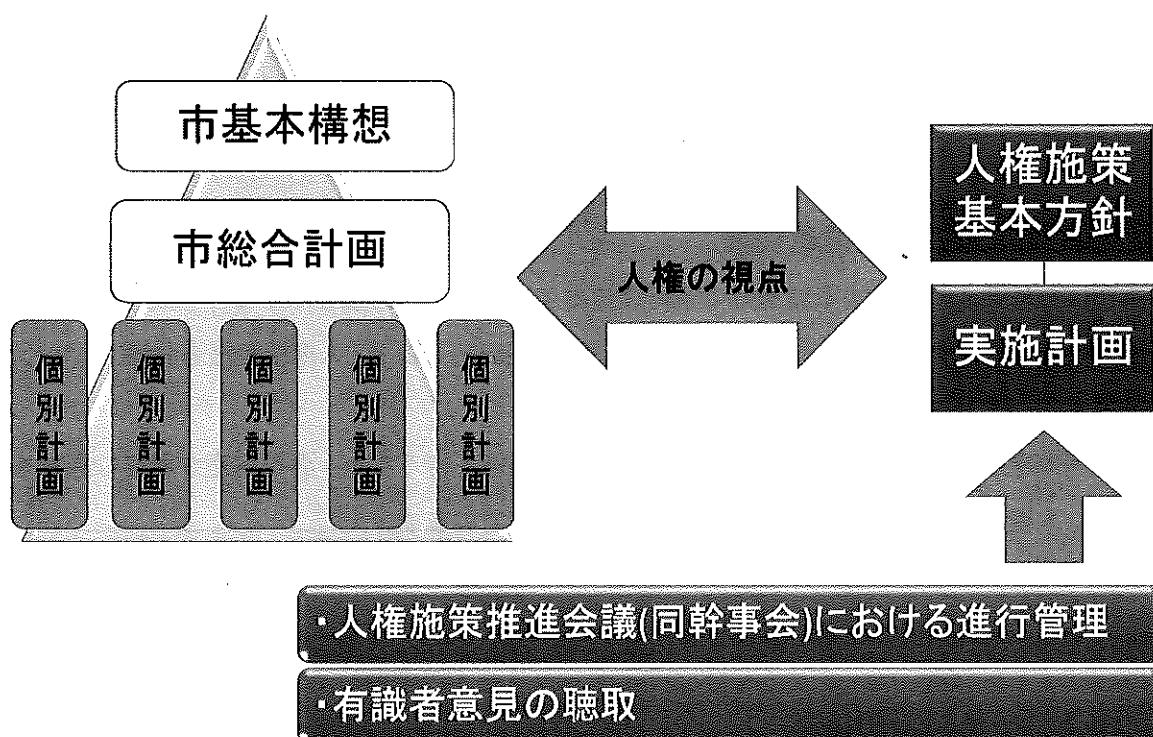
基本方針の実施にあたっては、各所管部局において分野ごとに策定された個別計画との連携をはかりながら、総合的・計画的に推進します。(※)

(※資料編「名古屋市における人権分野別個別計画一覧」参照)

(5) 進行管理

基本方針に掲げた施策内容については、別途、実施計画を策定して人権施策推進会議および同幹事会において定期的に点検し、取り組み状況を把握するとともに、外部有識者の意見を踏まえ人権の視点から評価を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。

また、人権に関わる問題は常にそのときの社会事象をふまえた対応をはかることが重要であることから、概ね5年毎に実施している市民意識調査などにより、人権啓発をはじめとする人権施策や事業への課題や効果等について適宜把握しながら、基本方針の見直しを行っていきます。



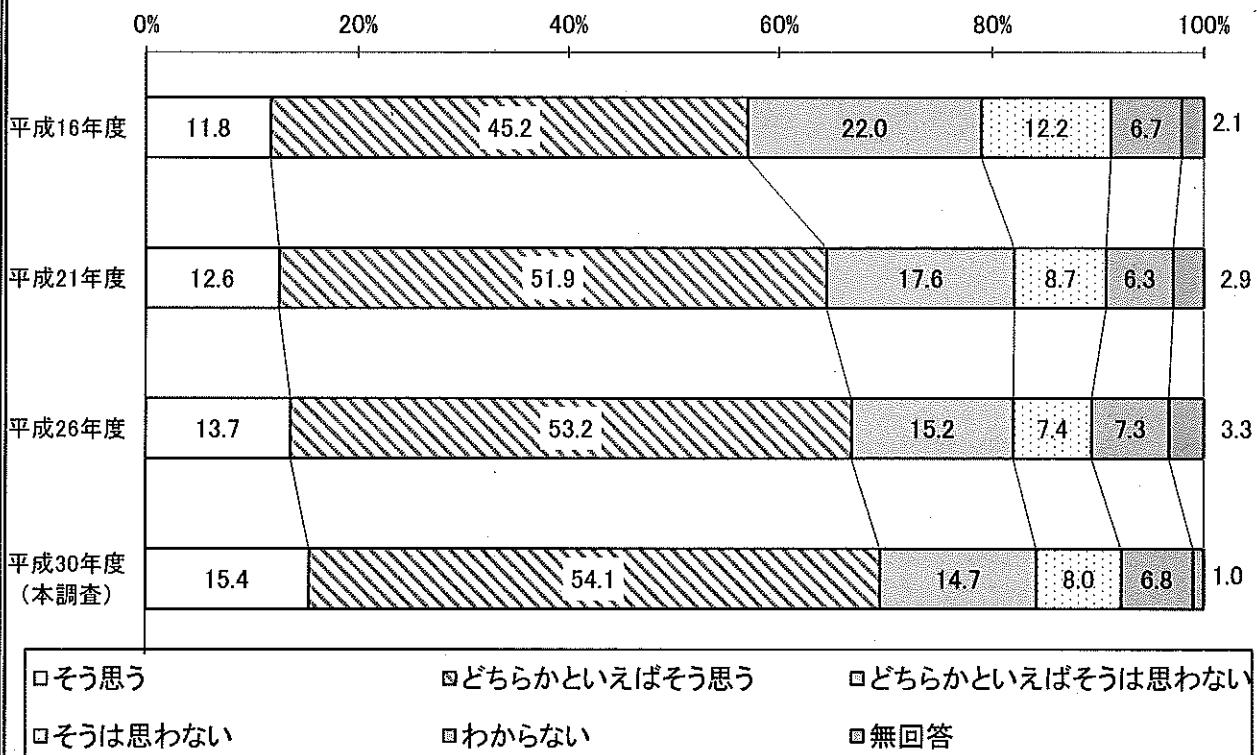
参考指標

■ “今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思いますか？”

平成 26 年度と 30 年度の「人権についての市民意識調査」において、「今の日本は基本的人権が尊重されている社会だと思うか」をたずねたところ、「そう思う」と答えた人は平成 26 年度 13.7%、平成 30 年度 15.4%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は平成 26 年度 53.2%、平成 30 年度 54.1%で、肯定的な意見の人は、あわせて平成 26 年度 66.9%、平成 30 年度 69.5%と 2.6 ポイント増加しています。

一方で、「そうは思わない」と答えた人は平成 26 年度 7.4%、平成 30 年度 8.0%、「どちらかといえばそうは思わない」と答えた人は平成 26 年度 15.2%、平成 30 年度 14.7%で、両年度ともに 20%程度の人は否定的な意見を持っていることがわかりました。

□ 「人権についての市民意識調査」結果の推移



基本的人権が尊重されている社会だと思う市民の割合（平成 30 年度結果）・・・ 69.5%

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

2 人権に関する研修

3 人権尊重のまちづくり

4 人権に関する相談・支援

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

－ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 －

(1) 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現をめざすためには、人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて行動することが重要です。

平成26年5月には、人権尊重の理念を理解・体得するために多様な機会や場を提供する人権啓発等の活動拠点として、「なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）」を伏見ライフプラザ内に開設しました。市民一人ひとりが人権問題を身近な自らの問題として気づき、学び、行動するための契機を提供するとともに、人権について市民のだれもが、いつでも学べる施設として、特に次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習が可能となるよう、催事啓発、情報提供、相談支援等を総合的に推進しています。

また、人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめていくため、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において連携と協力を深め、さまざまな機会と場を通じて、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策

基本的方向

人権教育の推進

あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施します。また、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施します。

社会教育施設等においては、差別意識の解消と人権意識の高揚を図るため、人権に関する講座・講演会等を実施します。

人権啓発の推進

なごや人権啓発センターにおける啓発を中心として、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、人権施策推進会議等の府内連絡体制を通じて、分野別の人権啓発施策についても、総合的・計画的に推進します。

また、人権尊重の理念が浸透したまちづくりを進めるため、市民の自主的・主体的な人権啓発活動を支援していきます。

2 人権に関する研修

－ 人権尊重の理念がより実践されるために －

(1) 現状と課題

本市職員においては、日頃から世の中の動きや市民ニーズの把握につとめ、常に人権尊重の視点に立って日常業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

このため、市の職員に対しては、現在実施している新規採用職員研修を始めとした各階層を対象とする研修や人権研修の講師等となる職員を養成するための研修など、今後も多様な研修機会を、継続的に確保することが必要です。

また、企業の社会に与える影響がますます大きくなった現代社会では、企業も社会を構成する一員として、人権や環境に配慮した行動をとるべきであるとする企業の社会的責任（CSR）が強く求められています。平成23年には国連の人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、平成29年には日本経済団体連合会が「企業行動憲章」を改定し、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」ことを明記するなど、企業活動における人権の尊重は、ますます大きなテーマとなっており、企業における人権尊重の取り組みの支援が必要となっています。

このほか、「職業選択の自由」は基本的人権としてすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者等の個人情報を適正に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど応募者の基本的人権を尊重する採用選考が行われることが必要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策

基本的方向

職員研修等の推進

本市職員として人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、職員研修を計画的に実施するとともに、相談業務に従事する職員に対する研修の充実をはかります。

企業研修の支援等

企業団体との連携を図りながら企業における人権尊重への理解を促進するとともに、研修講師の派遣や研修資料の提供などにより企業における人権尊重の取り組みを支援します。

あわせて、企業におけるハラスメント防止のための取り組みを支援します。

公正な採用選考

愛知労働局や愛知県などと連携を図りながら、求人募集、採用選考にあたっては、求職者本人の能力や適性に基づく公正な選考がなされるよう、啓発に努めるほか、求職者の個人情報が適正に管理されるよう働きかけを進めます。

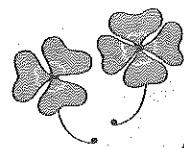
■ “CSR”と“人権”

企業が社会の一員として果たすべき責任をCSR（Corporate Social Responsibility）といいます。

CSRには、法令の遵守はもとより、従業員の公正な採用や公平な人事評価のほか、セクシュアル・ハラスメントの防止の徹底などの安心して働くことができる職場づくりや、顧客情報など個人情報を保護するための体制づくり、環境への配慮や社会貢献活動なども含まれます。

また、CSRの取り組みにより職場で働く人々や消費者、取引先、地域住民などの人権を尊重することで、従業員の働く意欲が高まったり、よりよい商品・サービスの提供につながったりするといわれており、その結果、市場の拡大にもつながっていくことにもなります。

一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するため、企業をはじめとするさまざまな組織においても、人権に配慮した活動が一層重要となっています。



3 人権尊重のまちづくり

— 誰もが安心で安全な生活の営めるまちをめざして —

(1) 現状と課題

今日、市民生活は少子・高齢化社会や高度情報通信社会、グローバル化の進展などの社会・経済情勢の変化によって複雑化・多様化しています。

それに伴い、市民のまちづくりに対するニーズも、介護や地域での自立した生活への支援、健康や医療への支援、就労への支援、災害に強いまちづくりや犯罪や交通事故の少ないまちづくりなど、さまざまな分野にわたっています。

これらのニーズに的確に対応し、市民生活の基本となる生命・財産の安全を確保し、市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることができるまちをめざします。

こうしたまちづくりをすすめる上での基本理念である「人間性の尊重」を実現していくためには、行政のあらゆる分野において、常に人権尊重の視点を持って施策や事業を推進することが重要となります。

また今日、まちづくりは都市基盤などのハード面の整備だけではなく、地域や家庭における人と人のふれあいの希薄化への対応や、心の豊かさやゆとり志向の高まりへの配慮などといったソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
都市施設整備におけるバリアフリー化の推進	公共建築物・道路・公園・公共交通機関といった都市基盤の整備にあたっては、総合的かつ一体的に推進されるよう、面的、地域的な広がりを考慮するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、すべての人にやさしく、安全で快適な都市空間を創出します。
情報のバリアフリーの推進	さまざまな環境で暮らす市民が、情報化社会において等しく必要な情報を受け取り是正していくことができるよう、情報のバリアフリーをすすめます。

意識のバリアフリーの推進

高齢者や障害者、子どもを連れた人などが外出をする時などに、周囲の人の理解や手助けが得られるよう、各種啓発行事の開催や、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知などの広報・啓発を通じて、「意識のバリアフリー」を推進します。

地域で支えあうパートナーシップの推進

人権意識が広くいきわたった、地域共生社会をめざして、市民の参画と協働によるパートナーシップのまちづくりをすすめます。

4 人権に関する相談・支援

— 早期解決のための相談・支援を充実 —

(1) 現状と課題

人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまちづくりには、人権教育・啓発と並んで、人権を侵害された人の救済をはかることが重要です。

人権に関する相談は、現に発生している侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防と拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救済手続きへの導入機能や、他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害における相談内容もさまざまのことから、あらゆる人権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

本市においては、市政相談や法律相談などのほかに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題（部落差別）、外国人などを所管する部局において、それぞれ分野ごとの相談・支援体制の充実をはかってきました。

相談内容に応じて、それぞれの分野を所管する部局の連携協力をはかるなど相談機能の充実につとめながら、人権問題の早期解決に向けた相談と支援に取り組んでいきます。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
相談・支援	個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・支援機能の充実をはかるとともに、分野ごとの相談・支援体制の連携をすすめ、国、愛知県、人権擁護委員など関係機関との連携・協力関係を充実して、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組んでいきます。

第4章

分野別施策の推進

1 女性

2 子ども

3 高齢者

4 障害者

5 同和問題（部落差別）

6 外国人

7 さまざまな人権分野

- ・自殺者、自死遺族等
- ・ホームレスの人
- ・HIV感染者、ハンセン病患者等
- ・犯罪被害者等
- ・性的少數者
- ・刑を終えて出所した人等
- ・アイヌの人々
- ・北朝鮮拉致被害者等

8 人権を取り巻く課題

- ・インターネットによる人権侵害とプライバシーの保護
- ・災害時における人権問題

第4章 分野別施策の推進

1 女 性

— 男女共同参画社会の実現に向けて —

(1) 現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最も重要な課題の一つです。

昭和60年に女子差別撤廃条約が批准され、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されるとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。これを受け平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定（平成27年「第4次基本計画」策定）され、法律や制度面の整備も着実に進んできています。さらに、平成21年以降にも国際的な動きとして、日本政府に対して国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の具体的な取り組みについて勧告がなされています。

本市では、平成12年に公表した「名古屋市新世紀計画2010」の個別計画として、また、基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成13年に「男女共同参画プランなごや21」を、また、その後継計画として平成28年に「名古屋市男女平等参画基本計画2020」を策定するなど、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みをすすめてきました。

このプランは平成14年に施行した「男女平等参画推進なごや条例」に掲げる「女性と男性の人権を尊重すること」、「企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること」をはじめとする6つの基本理念にのっとり、「男女の平等」と「男女の参画」の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的な計画としても位置づけています。

近年の社会・経済情勢の急速な変化に伴ってさまざまな格差が広がっている中で、貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国籍等、さまざまな困難を抱える人々は、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれています。

また、依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などにおいて発生しています。

さらに、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）（※1）やセクシュアル・ハラスメント（※2）などの人権侵害が年々増加しており、被害者の多くは女性であることから男性への意識啓発や被害者への支援が重要となっています。

このような国内外の動きをふまえ、女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう、取り組みの一層の推進につとめます。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
男女平等参画の総合的な推進	男女が共にその個性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するため、男女平等参画に係る基本計画を着実に推進するとともに、幅広く市民に対して男女平等参画に関する意識改革を促します。
性別にかかわる人権侵害の解消	セクシュアル・ハラスメント、配偶者や交際相手からの暴力等の予防啓発および被害者支援をすすめるとともに、性別にかかわる人権侵害をなくすため、多様な生き方への理解の促進をはかるなど、人権が尊重される社会の実現に向けた働きかけをすすめます。
男女平等参画推進のための意識変革	男女平等へ向けた啓発および教育・学習を各分野において推進するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みをすすめます。
方針決定過程への女性の参画	あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、本市の審議会や管理職への女性の登用促進、地域社会・企業・教育機関等における役員・管理職などへの登用の働きかけなど、意思決定・政策立案の場への女性の参画をすすめます。
雇用等における男女平等	雇用における男女の労働価値の公平性を確保するための取り組みのほか、女性の職業能力開発・就業支援や、男女が共に働き続けるためのワーク・ライフ・バランスをすすめます。
家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進をはかるとともに、男女が共にさまざまな地域活動に参画できるよう働きかけをすすめます。

※1 配偶者からの暴力（DV）：配偶者（男性・女性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

※2 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。地位などを利用し相手の意思に反して性的に言い寄ったり、性的要求をすること、あるいはその他的な内容を有する言語もしくは身体に対する行為。

2 子ども

— 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて —

(1) 現状と課題

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長をはかるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

子どもの人権については、平成元年に国連総会において、子どもの人権を地球的規模で守っていこうとする「子どもの権利条約」が採択されました。わが国でも平成6年に批准されています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

子どもの人権が尊重される社会を実現するためには、「子どもの権利条約」にあるように、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、「権利の主体」と位置づけ、「最善の利益」を尊重する視点を持つことが大切です。

そこで、本市では、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを目的として、平成20年に「なごや子ども条例」を施行しました。

この条例は、「子どもの権利条約」を基本として、子どもの権利とその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めています。

なお、この条例では、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画を策定することとされており、平成27年3月には平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」を策定し、現在、令和2年度以降を計画期間とする次期「子どもに関する総合計画」の策定作業を進めているところです。

その他にも、子どもの人権に関する取り組みとして、平成25年4月に、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、子どもを虐待から守ることについての基本理念を定めた「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しています。

この条例では、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有や提供、通告に関する子どもの安全の確認や虐待を受けた児童等に対する支援などについて定めています。なお、本市では、国が定める11月に加え、条例で5月も児童虐待防止推進月間としています。

また、平成26年4月に、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、市内を11ブロックとして、常勤のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールア

ドバイザーの3職種と、非常勤のスクールポリスからなるなごや子ども応援委員会を設置しました。子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進しています。

平成26年9月には、「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)に基づき、「名古屋市いじめ防止基本方針」(平成29年2月改訂)を策定しました。

この基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、施策に関する基本理念や、学校における基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

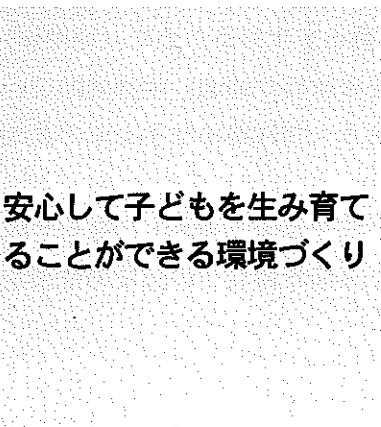
令和2年1月には、名古屋市子どもの権利擁護機関が設置される予定です。名古屋市子どもの権利擁護機関では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するための取り組みとして、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行っていきます。

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、まず、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくることが必要です。

そして、子どもの権利は広く日常の中にあるということが理解され、保障される社会をつくるための普及啓発等の取り組みをしっかりと行なうことが基本になります。また、いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの急速な普及により、ネット上で悪質ないじめが行われたり、有害なサイトにアクセスすることで子どもが事件に巻き込まれたりするといった問題が起きないようにすることも大切であり、そうした危険から子どもを守ることも必要とされています。

特に、増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
<p>安心して子どもを生み育てることができる環境づくり</p> 	<p>子育ての負担感・孤立感を軽減し、希望する誰もが安心して子どもを生み、親として成長できるよう、妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援や仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。</p> <p>さらには、男性の仕事中心の生活スタイルと意識の変革を推進するとともに、企業などにおける仕事と子育てとの両立支援の取り組みを促進するなど、行政だけでなく地域や企業などと連携し社会全体で子育て家庭を支援する取り組みを進めます。</p>

子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識のもと、子どもの権利を保障するとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親を総合的に支援するため、子どもの目前の進路にとどまらず将来の針路を応援し、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援などに取り組みます。

加えて、障害や発達に遅れなどのある子どもが身近な地域で発達支援を受けることができる体制を整えるなど、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みます。

虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、幼稚園、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・家庭復帰支援・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、様々な機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

また、「名古屋市いじめ防止基本方針」に基づき、家庭や地域、関係機関との連携の下、いじめの問題の未然防止に向けて取り組み、いじめのない子ども社会の実現を目指します。

さらには、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、第三者機関としての子どもの権利擁護機関を設置するとともに、地域に根差した子どもの権利の啓発等を実施します。

人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

学校教育においての教科等指導、生徒指導、学級経営などの教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。そして、子ども一人ひとりが自他の大切さを認め、具体的な態度や行動として表すことができるよう「人権教育の手引き（実践編）」や「学校における人権教育をすすめるために（実用編）」など教育委員会作成の指導資料を各教科や道徳、学級活動などで活用して、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成につとめます。

また、「子どもの権利条約」や「なごや子ども条例」の趣旨や内容の周知およびその精神を生かした人権教育などの施策の推進をはかります。

3 高齢者

— 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて —

(1) 現状と課題

現在わが国においては、急激な速度で高齢化が進行し、人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は世界的に見て最も高い水準に達しています。

本市では、高齢社会に向けた全庁的な取り組みを推進するため、昭和60年に「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ80～」を策定しました。この指針は、「人間の尊厳の確保」を基本理念に、高齢社会を展望した市政運営の方向性を明らかにした初めての長期指針であり、これを受けて、昭和63年に「なごやかライフ推進プラン」を策定しました。

平成7年には「高齢社会対策基本法」が制定され、すべての国民が長寿を喜びあい、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成をめざすこととしました。

平成12年には介護保険制度が開始され、介護を社会全体で支えることによって家族による介護の負担を軽減するとともに、行政がサービスを決定する従来の仕組みから、介護を必要とする高齢者の希望と選択により、幅広いサービスを利用できる仕組みへと変わりました。

また、名古屋市高齢化対策長期指針をふまえ、すべての高齢者が長寿を歓びあい、いきいきとした高齢期を過ごすことができる社会の実現をめざす「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～はつらつ長寿プランなごや2000」を平成12年に策定しました。

この計画は、3年ごとに見直しを行うこととされ、累次の見直しを経て、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援及び住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、介護基盤の整備をはじめとした高齢者の保健福祉全般の施策の充実をはかっているところです。

本市における高齢化率は平成20年には20%を超え、令和元年には25%を超えるなど、高齢化がますます進展しています。また、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確に対応していくことが重要です。

また、要介護・要支援認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、約8割を占めています。高齢者が生きがいを感じながら、健康ではつらつと暮らすことができるよう、外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の確保などにより、高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な知識・経験を就業や地域活動に活かし、活躍できる環境づくりをさらに進めることができます。

高齢者の人権に関わる問題としては、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることなどから、平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および適切な養護者に対する支援を行うため、国、地方公共団体、国民、高齢者の福祉に関する団体および従事者等の責務について定めています。

また、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度である成年後見制度の利用促進のため、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されました。

多年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者が、人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで生きがいを持って人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
健やかでいきいきとした生活の実現	就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、社会参加の機会の充実をはかるとともに、高齢者が活躍できる環境づくりを進めます。
地域で安心して暮らすための支援体制の充実	医療や介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスの充実につとめ、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、高齢者に対する虐待の相談に対応するとともに、虐待の防止に向けた啓発をすすめます。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人を地域で支える仕組みづくり、権利擁護支援、家族支援の充実など、認知症施策を総合的に推進します。
自立して生活するには不安がある方への支援	身近な地域できめ細かい介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービスや、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実に向けた支援と、サービス内容の周知をはかります。また、在宅での生活が難しい高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備も進めます。
安心して暮らすことができる生活の場の確保	介護事業所の指導や介護事業者・利用者それぞれの評価などを通じて、介護サービスの質の確保及び向上をはかります。住宅のバリアフリー化や施設・居住系の介護サービスの提供などを通じて高齢者の生活に配慮された住宅・施設の整備や情報提供につとめます。

4 障害者

－ 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

平成 18 年、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し促進することなどを目的とする「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」が採択されました。

我が国では、平成 19 年にこの条約に署名し、以降、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」の施行、さらに同年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など法整備を進め、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准するに至りました。

障害者基本法の改正においては、同条約で盛り込まれた障害と社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障害者とする社会モデルの考え方や、合理的配慮の概念が規定されました。

本市においては、平成 31 年に「障害者基本法」に基づく「名古屋市障害者基本計画（第 4 次）」を策定し、目標とする地域社会を「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」と掲げ、障害の有無によらず相互に尊重し合い共生する、インクルーシブな社会の実現を目指しています。

さらには、平成 31 年 4 月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を施行し、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け取り組みを進めています。

このほか、平成 30 年には、「障害者総合支援法」に基づき、障害者等の自己決定と自己選択の尊重などの基本理念のもと、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込み量やその確保方策などを定める「第 5 期名古屋市障害福祉計画・第 1 期名古屋市障害児福祉計画」を策定し、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供や障害児の健やかな育成のための発達支援などに取り組んでいます。

一方で、障害者に対する医療、介護に関する技術および制度等に進歩がある中、医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重症心身障害児者の数が増加しています。また、障害特性から専門性の高い支援を必要とする強度行動障害者への支援が進められていますが、事業所などの現場においては、いまだ支援の方法などに課題を有しています。

さらに、就労を希望する障害者が増加してきている一方で、愛知県における民間企業の障害者雇用率が法定雇用率を下回るなど、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

このような状況の中、障害者による自己決定、自己選択を尊重し、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策を推進していくことが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
地域における自立した生活の支援	「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるなど障害者差別の解消を推進するとともに、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめます。 また、必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実をはかるとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援をはじめとしたサービスの充実をはかるなど、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。
重度障害児者への支援	在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、医療的ケアなどを要する重症心身障害児者や強度行動障害者への生活支援として、本人や介護者、受け入れを行う事業所などへの支援の充実をはかります。
障害者の就労の促進	一般企業などへの障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援を進めるほか、障害者雇用促進企業の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。さらには、企業及び障害者就労施設等に対する支援を専門的に行う窓口を設置・運営し、一般就労及び福祉的就労の両面から支援を行います。
障害者の学習機会および特別支援教育の充実	子ども一人ひとりのニーズに応える指導を提供できる学習機会として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の整備に努めます。障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を進めるなど、インクルーシブ教育システム※の構築を推進します。

※ インクルーシブ教育システム (inclusive education system)：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組み。

5 同和問題（部落差別）

— 同和問題（部落差別）の早期解決に向けて —

(1) 現状と課題

同和問題（部落差別）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。具体的には、同和地区や被差別部落と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に、日常生活や社会活動においていわれなき差別や不利益を受け、人間としての尊厳がおびやかされてきました。

国においては、昭和 40 年に同和対策の基礎となる同和対策審議会の答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると位置づけられました。

国や地方公共団体においては、同和問題解決の緊急性、重大性に鑑み、特別対策として、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の充実および基本的人権の擁護などを内容とする総合対策を実施し、較差の是正や問題解消に向けての取り組みが進められてきました。

本市においても、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」を策定して、同和対策事業を市政の重要な柱として位置づけ、昭和 51 年には同和教育を推進するための「名古屋市同和教育基本方針」を策定するなど、総合的・計画的に課題解決とそのための事業を実施してきました。

こうした取り組みにより、物的な基盤整備は、急速に進展し、実態的な差別解消に向けて、大きな成果と実績を挙げることができました。

しかしながら、本市が定期的に実施している「同和問題についての市民意識調査」の結果からは、依然として結婚や就職などの場面において課題があることが明らかになっています。また、不動産取引に係る土地調査における差別事象や戸籍や住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上では、その匿名性を利用して、部落差別を助長する書き込みや同和地区、被差別部落とされる地名・所在地等の情報が掲載されるなど新たな問題も生じてきています。

このように、今も部落差別が存在し、また情報化の進展に伴い部落差別の状況が変化していることから、国においては、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、部落差別のない社会の実現に向けて、部落差別の解消に関する「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」などを定め、地方公共団体においても、部落差別の解消のための「教育及び啓発」、「相談体制の充実」などに努めることとされています。

同和問題（部落差別）の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。引き続き、啓発、教育、相談体制の充実等に取り組むほか、関係行政機関、団体、企業等と連携した取り組みなど、部落差別のない社会の実現に向けて、総合的な視点に立った施策を推進していく必要があります。

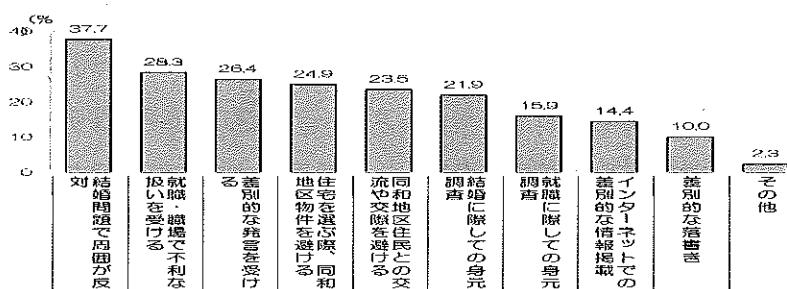
(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
啓発の推進	<p>市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めることができるよう啓発を積極的かつ効果的に実施します。</p> <p>また、企業・団体等が行う啓発や研修等の支援を行います。</p>
教育の充実	<p>同和問題（部落差別）の解決に向けて、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめ、人権意識の高揚をはかります。</p>
相談体制の充実	<p>同和問題（部落差別）に関する相談については、人権施策推進室、人権啓発センター、文化センター等の相談窓口において的確に対応します。</p>
文化センターの運営	<p>人権啓発、福祉の向上、地域交流の拠点として、人権相談はじめ健康、育児、仕事、法律など生活上の各種相談事業や人権啓発事業、地域交流・福祉事業等を地域の実情に応じて実施します。</p>
部落差別のない地域づくり	<p>部落差別のない、地域交流が盛んな地域づくりを進めます。</p> <p>市営住宅については高齢者や障害者はじめ全ての方にとって住みやすいものとなるよう環境整備を進めます。</p>
えせ同和行為の排除	<p>同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな要因となっているえせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携して取り組みます。</p>

“同和問題に関して現在起きていると思う人権問題”

平成 27 年度に本市が実施した「同和問題についての市民意識調査」において、同和問題に関して、現在どのような人権問題が起きていると思うかをたずねたところ、「結婚問題で周囲が反対すること」と答えた方の割合が 37.7%で最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 28.3%となっている。また、平成 27 年度の調査で新たに設けた項目「住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区にある物件を避けること」は 24.9%であった。

問 あなたは同和問題に関して、現在どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答可）。 (%)



同和問題に関して、“現在起きていると思う人権問題”として回答された割合が高かったのは「結婚問題で周囲が反対」で 37.7%、「就職・職場での不利な扱い」で 28.3%でした。

6 外国人

— 多文化共生都市の実現に向けて —

(1) 現状と課題

わが国における平成 30 年末現在の外国人人口は約 273 万人で、平成 13 年末の約 178 万人から大幅に増加しています。

人、物、情報、資本の国際的な交流が活発化する中、外国人と交流する機会が増えるとともに、日本で定住する外国人や、日本国籍を持つ外国にルーツを有する人も近年増加しており、わが国においては、言語、宗教、習慣などの違いによる生活上の困難や情報不足による行政サービスの享受の困難、医療や教育などの社会システム上の課題が発生しています。また、地域社会における外国人住民と日本人住民との理解不足から生じる居住における差別の問題や外国人労働者への差別意識から生じる雇用の問題、さらには、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題などもあります。

平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人市民も日本人市民と同じ住民基本台帳に登録されるようになりました。出入国管理及び難民認定法の改正法が平成 31 年 4 月に施行され、新たな在留資格「特定技能」が設けられるなど、今後わが国で暮らす外国人はさらに増加しその国籍も多様化することが見込まれています。こうした状況を踏まえ、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

本市においては、昭和 62 年に、生活、文化、経済など各方面にわたる国際化施策の円滑な推進をはかるため、庁内連絡調整会議「名古屋市国際化推進会議」を発足させ、全庁的な国際化施策の協議・調整・情報収集などをすすめています。

また、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生社会の実現をめざして、平成 24 年に「名古屋市多文化共生推進プラン」を、平成 29 年には「第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン」を策定し、同プランに示した施策方針を具体的な施策に反映し、各施策の進行管理および評価を行って、多文化共生の着実な推進をはかっています。

近年、本邦外出身者やその子孫を地域社会から排除するような差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が問題となっており、平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、ヘイトスピーチは許されないことを宣言するとともに、教育・啓発活動を通じて、ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みを推進することとしています。外国人等に対する差別や偏見をなくし人権尊重についての理解を深めるためには、学校教育や社会教育などの場において人権教育を進めるとともに、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進めることが重要です。

市内の外国人人口は、平成14年の「なごや人権施策推進プラン」策定時には約5万1千人（平成13年末時点）でしたが、平成30年12月末現在では、約8万3千人となり、この期間で約3万2千人増加しました。

国籍別では、平成13年末に約5割を占めていた韓国又は朝鮮の人々にかわって中国の人々が最も多くを占めることとなり、ベトナムやネパールの人々も大幅に増加しています。また、さまざまな国籍の人々の増加に伴い、日本語を日常的に話すことの少ない人々が増加しており、小中学校の就学年齢にあたるこれら外国籍の子どもたちも増加しています。こうした外国人児童・生徒に対する、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進など教育保障の充実をはかっていくことも重要となってきてています。

国際都市として、世界に開かれたまちづくりをすすめ、多文化共生社会の実現をはかるためには、NPOやボランティアなどとのパートナーシップにより、日本人も外国人も必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
生活基盤づくり	日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、生活基盤を整える取り組みを行います。
誰もが参画する地域づくり	外国人市民が地域の一員としてさまざまな活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画を促進します。
多様性を活かす社会づくり	すべての市民が、互いの基本的人権と文化的差異を認め合い、多文化共生への理解を深めるとともに、多様性を活かした社会づくりを進めます。
ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	本邦外出身者やその子孫に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた教育・啓発活動に取り組むとともに、現状把握を継続的に行い、関係機関と連携しながら発生の抑止に努めます。

7 さまざまな人権分野

— あらゆる差別や偏見の解消に向けて —

(1) 自殺者・自死遺族等

ア 現状と課題

全国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以降、年間 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 22 年以降は 9 年連続で減少しています。本市においても平成 10 年以降、年間 400 人を超える水準で推移していましたが、平成 27 年以降は 300 人台に減少しています。しかしながら、減少傾向にはあるものの、依然として深刻な状況は続いており、大きな社会問題となっています。

こうした中、平成 28 年に誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、すべての都道府県や市町村において自殺対策についての計画を定めることとされました。また、平成 29 年には、法改正や自殺の実態を踏まえ、自殺総合対策大綱の見直しも行われました。

本市においても、平成 19 年に自殺対策の総合的かつ円滑な推進を目的とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置するとともに、関係機関や民間団体等との協議を行う「名古屋市自殺対策連絡協議会」を設置して施策の推進につとめてきました。

また、平成 30 年には、本市の自殺対策総合計画となる「いのちの支援なごやプラン」を策定し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指し、取り組みを進めています。

自殺はうつ病などの精神疾患と関係が深いとされており、うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があるため、こころの健康づくりが重要な課題となっています。また、自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知を図るとともに、周りの人気に気になる症状がある場合等に、適切な医療や相談窓口につなぎ、見守る人材の育成を推進する必要があります。さらに、遺族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう支援を充実するなど、自殺対策を総合的に進めていくことが重要です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
こころの健康づくりと自殺対策の推進	精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の 3 つの視点に立って、「いのちの支援なごやプラン」に基づく自殺対策を推進します。

(2) ホームレスの人

ア 現状と課題

近年、非正規雇用労働者等不安定就労者の増加など、就労において厳しい状況が顕在化しており、生活に困窮する人が増え、道路や公園などで現に野宿生活を送っていたり、ネットカフェなどの終夜営業店舗や知人宅を転々としてホームレスとなることを余儀なくされるおそれがあるなど、仕事と住居を失い生活困窮に陥るリスクの高まりが大きな社会問題になってきています。

平成 28 年に国が実施したホームレス生活実態調査によれば、ホームレスの人たちは、健康を害していたり、日々の生活に困窮したりしているほか、平成 24 年に実施した前回調査に比べて、通行人や近隣住民からの被害を訴える回答については減少したものの、依然として一定数が認められます。また、高齢化した状態のまま推移しているほか、自立意欲がやや低下しているなど、ホームレスから自立への困難性が増しています。

本市では、従来から生活保護制度のほかに、年末年始援護、緊急宿泊援護といった市独自の援護施策を実施してきましたが、この問題には、住宅、就労、福祉、医療などさまざまな解決すべき課題があることから、平成 13 年に「ホームレス援護施策推進本部」を設置して取り組みをすすめました。

平成 16 年には、「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、「就労による自立」と「福祉等による援護」を目標に、自立支援事業や生活保護制度の運用を通じ、ホームレスの人たちの自立と生活の安定をはかるための支援を行ってきました。また、平成 21 年の「第 2 期実施計画」、平成 26 年度の「第 3 期実施計画」を経て、令和元年度からの「第 4 期実施計画」下で、引き続きホームレスの人たちの自立支援等に着実に取り組むとともに、生活困窮者自立支援制度における関係施策との連携やホームレスの状況の変化にあわせた対応を進めています。

ホームレスの人の自立支援は、ホームレスの人自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、関係機関や市民活動と連携し、ホームレスの人に対する偏見や差別意識を解消するため市民の人権意識を高めるとともに、住宅、就労、福祉、医療などの面で総合的な取り組みを引き続きすすめていくことが重要です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
ホームレスの自立支援	就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者、ホームレスになることを余儀なくされるおそれがある方が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度などの関係施策の周知に努めます。

(3) H.I.V感染者・ハンセン病患者等

ア 現状と課題

H.I.V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で人権問題が起きています。

ハンセン病については、平成8年に「らい予防法」が廃止され、それまでの強制隔離政策が終結しました。しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期にわたる隔離などにより家族や親族、地域社会との関係を絶たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、国および地方公共団体が講ずる施策は「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。

また、平成21年には、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消をさらに推しすすめるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

感染症に対する正しい理解を促進し、H.I.V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者や家族等が、病気による偏見や差別を受けることがない社会づくりが重要です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
<p>感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進</p>	<p>H.I.V感染者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発を実施するとともに、感染症の発生予防のための情報提供や医療相談体制を充実させていきます。</p> <p>また、ハンセン病に対する誤解や偏見、差別をなくし、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制を充実します。</p>

(4) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

犯罪被害者及びその家族または遺族（犯罪被害者等）は、犯罪等による直接的な被害のほか、二次的被害である医療費や失職・転職等による経済的な損失、捜査や裁判の過程等による精神的な苦痛、事件のショック等による心身の不調、一部のマスメディアによる取材や報道等によるプライバシーの侵害等に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等の権利利益の保護をはかるために、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関係法の整備や司法手続きにおける改善がはかられており、本市においても法律の趣旨に基づき、平成30年4月に「名古屋市犯罪被害者等支援条例」を施行し、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした支援を行っています。

犯罪被害者等に対する支援は、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて行う必要があるとともに、犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を促進するなど、二次的被害の防止に最大限の配慮をしていくことが重要です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を行います。

(5) 性的少数者（※1）

ア 現状と課題

さまざまな性のあり方の中で少数の立場となる性的少数者の中には、自らの性自認や性的指向に対する偏見や差別、社会生活上の制約など様々な問題に苦しみ、社会の中で生きづらさを感じている人々がいます。

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害（※2）を有する人々については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合において、戸籍上の性別記載の変更が認められるようになりましたが、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、苦しんでいる人々もいます。

また、世界保健機関（WHO）では、平成4年に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」との見解を示していますが、社会の中には異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」という意識が根強く、同性愛、両性愛等は偏見や差別の対象とされることがあります。

性的少数者の方々は、周囲の理解不足に基づく差別や偏見を恐れて周囲に相談することができないケースも多いため、性自認や性的指向などに対する市民の理解を深めていくとともに、悩みを抱えた性的少数者の相談体制を整え、具体的なニーズを把握しながら、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めることも大切です。

イ 施策の基本的方向

主な施策

基本的方向

性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援

講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者に関する悩みや困りごとに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

（※1）性的少数者：代表的な性的少数者の頭文字をとって組み合わせたLGBTという言葉が用いられることが多いですが、その他様々なセクシュアリティの人人が存在すると言われています。

L：レズビアン（女性同性愛者） G：ゲイ（男性同性愛者） B：バイセクシュアル（両性愛者）
T：トランスジェンダー（心の性と身体の性の不一致）

（※2）性同一性障害：最近では世界保健機関（WHO）が性同一性障害を「障害」の分類から除外しており、性別違和や性別不合などの表現が用いられるようになっています。

(6) その他

ア 現状と課題

◆ 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等の犯罪や非行をした人とその家族に対しては、依然として人々の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職に際しての差別や住居の確保の問題など、社会復帰をめざす上で厳しい状況があります。

平成 28 年には「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することなどを基本理念とする「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

刑を終えて出所した人等の犯罪や非行をした人に対する偏見や差別を解消し、こうした人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

◆ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。

平成 9 年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現などを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、平成 20 年には衆参両議院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

平成 31 年には、北海道の先住民族であるアイヌの人々が、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていくことが大切です。

◆ 北朝鮮拉致被害者等

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、平成 14 年の日朝首脳会談において拉致を認め、同年、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ解決に至っていません。

平成 18 年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として拉致問題等に関する啓発に努めることとなり、また、12 月 10 日から 16 日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
さまざまな人権課題に対する理解の促進	地域・学校などにおける人権教育、人権啓発等のさまざまな機会を捉えては、これらの人権課題に対する市民の理解と認識の促進を図ります。

8 人権を取り巻く課題

— 社会情勢の変化に対応して —

(1) インターネットによる人権侵害とプライバシーの保護

ア 現状と課題

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。

平成14年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダ等に対して、人権侵害情報の発信者情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになりました。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意思とは無関係に個人情報が大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があります。また、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。

こうした状況を受けて、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、これに伴い本市では平成8年に施行した「名古屋市個人情報保護条例」を平成17年に全部改正したほか、平成16年に「名古屋市情報あんしん条例」を施行して個人情報の保護につとめています。

個人情報はプライバシーそのものであり、漏えい等は人権侵害に直接かかわります。一人ひとりが個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについての認識を深めることが大切です。

イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
インターネットの適正な利用とプライバシーの保護	インターネットによるひぼう中傷や差別を助長する表現などに關し、国や愛知県などの関係機関との連携・協力により解決に向けて取り組むとともに、プライバシーの保護やインターネットの適正な利用に向けた教育・啓発を実施します。

(2) 災害時における人権問題

ア 現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、それに起因する原子力発電所の事故と併せて、大変多くの犠牲者と被災者がいました。長期化する避難所生活の中では、プライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人や女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権問題が顕在化しました。また、被災者に対する風評による差別や偏見、いじめなどの人権侵害も発生しました。

災害発生時においては、適切な避難行動を促すための情報伝達が重要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化しやすい人権問題への対応が必要となっています。

イ 施策の基本的方向

主な施策

基本的方針

地域防災力の向上

「地区防災カルテ」を活用した話し合いにおいて、地域における防災活動を検討し、推進するとともに、自主防災組織ごとの防災活動を支援し、町内会や自治会単位での活動を活性化することで、要配慮者を含む地域住民の安否確認や避難誘導などを推進してまいります。

避難対策・避難生活支援の推進

高齢者、障害者、乳幼児、外国人や女性など多様な避難者に応じた適切な避難行動を促すための情報伝達手段の充実をはかるとともに、避難先の指定避難所においても、男女平等参画の視点を取り入れ、多様な避難者への思いやりを持ち、プライバシーなどの人権にも配慮した避難所運営の支援に取り組みます。

資料編

1 関係法令等

- ・日本国憲法（抄）
- ・世界人権宣言
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）
- ・名古屋市人権施策推進会議規程

2 名古屋市における人権分野別個別計画一覧

3 国連で採択された主な人権関係諸条約

4 人権に関する略年表

5 なごや人権施策基本方針策定経過

6 有識者懇談会

7 平成30年度人権についての市民意識調査結果（概要）

1 関係法令等

日本国憲法(抄)

昭和21(1946)年11月3日公布
昭和22(1947)年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和23（1948）年12月10日
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするために、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び尊守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するよう、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有

する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各國の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けすことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあづかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に從事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

平成12年法律第147号

平成12（2000）年12月6日公布・施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

【附 則】

（略）

名古屋市人権施策推進会議規程

平成 10 年 7 月 10 日
達第 40 号

(設置)

第 1 条 本市における人権に関する諸施策の連絡調整及び総合的な推進を図り、もって「人間性豊かなまち・名古屋」の実現に資するため、名古屋市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 人権に関する諸施策の協議、調整及び実施の推進に関すること。
- (2) 人権に関する諸施策の情報収集に関すること。
- (3) その他人権に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は市民経済局主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、必要の都度、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第 6 条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第 7 条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

略

別表

委員	会計室長
"	防災危機管理局長
"	市長室長
"	総務局長
"	財政局長
"	市民経済局長

〃	観光文化交流局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	病院局長
〃	消防長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	市民経済局人権施策推進室長
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局総合調整部男女平等参画推進室長
〃	総務局職員部人事課長
〃	総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室長
〃	財政局総務課長
〃	市民経済局企画経理課長
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(人権企画)
〃	市民経済局人権施策推進室主幹(同和問題等)
〃	観光文化交流局総務課長
〃	観光文化交流局観光交流部国際交流課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長

"	住宅都市局企画経理課長
"	緑政土木局企画経理課長
"	上下水道局企画経理部経営企画課長
"	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
"	病院局管理部総務課長
"	消防局総務部総務課長
"	選挙管理委員会事務局次長
"	監査事務局監査第一課長
"	人事委員会事務局審査課長
"	教育委員会事務局総務部人権教育室長
"	市会事務局総務課長
"	中村区総務課長
"	中区総務課長

2 名古屋市における人権分野別個別計画一覧

分 野	個 別 計 画 等	計画期間
女 性	名古屋市男女平等参画基本計画 2020	平成 28 年度 ～令和 2 年度
	名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）	平成 28 年度 ～令和 2 年度
子 ど も	第 3 期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画	平成 27 年度 ～令和元年度
	第 3 期名古屋市教育振興基本計画 －夢いっぱい なごやっ子応援プラン－	令和元年度 ～令和 5 年度
	なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015 ～名古屋市子どもに関する総合計画～	平成 27 年度 ～令和元年度
	名古屋市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度 ～令和元年度
高 齢 者	なごやか地域福祉 2015（第 2 期地域福祉計画）	平成 27 年度 ～令和元年度
	第 7 期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 はつらつ長寿プランなごや 2018	平成 30 年度 ～令和 2 年度
障 害 者	福祉都市環境整備指針	平成 28 年度 改定
	名古屋市障害者基本計画（第 4 次）	令和元年度 ～令和 5 年度
	第 5 期名古屋市障害福祉計画・第 1 期名古屋市障害児福祉計画	平成 30 年度 ～令和 2 年度
外 国 人	第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン	平成 29 年度 ～令和 3 年度
さまざま 人 権 分 野	第 4 期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画	令和元年度 ～令和 5 年度
	いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）	平成 30 年度 ～令和 4 年度

3 国連で採択された主な人権関係諸条約（採択順）

令和元年 8 月現在

名 称	採 択 年 月 日	締 約 国 数	日本 の 締 結 年 月 日
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)	昭和 24(1949)年 12 月 2 日	82	昭和 33(1958)年 5 月 1 日
難民の地位に関する条約(難民条約)	昭和 26(1951)年 7 月 28 日	146	昭和 56(1981)年 10 月 3 日
婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)	昭和 27(1952)年 12 月 20 日	123	昭和 30(1955)年 7 月 13 日
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)	昭和 40(1965)年 12 月 21 日	181	平成 7(1995)年 12 月 15 日
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A 規約)	昭和 41(1966)年 12 月 16 日	170	昭和 54(1979)年 6 月 21 日
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B 規約)	昭和 41(1966)年 12 月 16 日	173	昭和 54(1979)年 6 月 21 日
難民の地位に関する議定書	昭和 42(1967)年 1 月 31 日	147	昭和 57(1982)年 1 月 1 日
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	昭和 54(1979)年 12 月 18 日	189	昭和 60(1985)年 6 月 25 日
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)	昭和 59(1984)年 12 月 10 日	167	平成 11(1999)年 6 月 29 日
児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	平成元(1989)年 11 月 20 日	196	平成 6(1994)年 4 月 22 日
武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12(2000)年 5 月 25 日	168	平成 16(2004)年 8 月 2 日
児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書	平成 12(2000)年 5 月 25 日	176	平成 17(2005)年 1 月 24 日
障害者の権利に関する条約	平成 18(2006)年 12 月 13 日	179	平成 26(2014)年 1 月 20 日
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)	平成 18(2006)年 12 月 20 日	60	平成 21(2009)年 7 月 23 日

※日本が締結済みの諸条約を列記

4 人権に関する略年表

○人権一般

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1947（昭和22）		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行	
1948（昭和23）	「世界人権宣言」採択		
1966（昭和41）	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択（昭和54年批准） 「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択（昭和54年批准）		
1977（昭和52）			「名古屋市基本構想」策定
1994（平成6）	「人権教育のための国連10年行動計画」採択		
1995（平成7）		「人権教育のための国連10年推進本部」設置	
1997（平成9）		「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に 関する国内行動計画」策定	
1998（平成10）			「人間性豊かなまち・名古屋をめざ して」の宣言 「名古屋市人権啓発推進会議」設 置
1999（平成11）		「人権擁護推進審議会」諮問第1号答申	
2000（平成12）		「人権教育及び人権啓発の推進 に関する法律」施行	「名古屋新世紀計画2010」策定
2001（平成13）		「人権擁護推進審議会」諮問第2号答申	
2002（平成14）		「人権教育・啓発に関する基本計 画」策定	「なごや人権施策推進プラン」策定 「名古屋市人権施策推進会議」設 置
2003（平成15）			「市民経済局人権施策推進室」設 置
2004（平成16）	「人権教育のための世界計画」採 択		
2006（平成18）	「国連人権理事会」設立	「教育基本法」全部改正	
2010（平成22）			「名古屋市中期戦略ビジョン」策定
2011（平成23）	「ビジネスと人権に関する指導原 則：国際連合「保護、尊重、救済」 枠組実施のために」採択	「人権教育・啓発に関する基本計 画」一部変更	「新なごや人権施策推進プラン」策 定
2014（平成26）			「名古屋市総合計画2018」策定 「新なごや人権施策推進プラン」改 訂 「なごや人権啓発センター（ソレイ ユなごや）」開設
2015（平成27）	「持続可能な開発目標（SDGs）」 採択		
2019（令和元）			「SDGs未来都市」に選定 「名古屋市総合計画2023」策定

○女性

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1952(昭和27)	「婦人の参政権に関する条約」採択(昭和30年批准)		
1975(昭和50)	「国際婦人年」「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議・ヨンコ会議)」「世界行動計画」採択 「国連婦人の10年」(1976~1985年)		
1977(昭和52)			「市民局婦人問題担当室(現総務局男女平等参画推進室)」設置
1979(昭和54)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択(昭和60年批准)		
1980(昭和55)	「『国連女性の10年』中間年世界会議(第2回世界女性会議・コペンハーゲン会議)」		
1985(昭和60)	「『国連女性の10年』世界会議(第3回世界女性会議・ナイロビ会議)」	「国籍法」改正	
1986(昭和61)		「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」施行	
1989(平成元)		「新学習指導要領」告示(家庭科の男女共修化)	
1995(平成7)	「第4回世界女性会議・北京会議」「北京宣言及び行動綱領」採択		「男女共同参画プランなごや」策定
1997(平成9)			「名古屋市男女共同参画推進会議」設置
1999(平成11)		「男女共同参画社会基本法」施行	
2000(平成12)	「国連特別総会『女性2000年会議』」「政治宣言」「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	
2001(平成13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「男女共同参画プランなごや21」策定
2002(平成14)			「男女平等参画推進なごや条例」制定
2003(平成15)			「名古屋市男女平等参画推進センター(つながれっとNAGOYA)」開設
2004(平成16)			「第1期名古屋市男女平等参画審議会答申(男女平等参画推進都市をめざして)」答申
2005(平成17)		「第2次男女共同参画基本計画」策定	
2009(平成21)			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
2010(平成22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011(平成23)			「名古屋市男女平等参画基本計画2015」策定
2012(平成24)			「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定
2014(平成26)			「男女平等参画推進センター(イープルなごや)」移転
2015(平成27)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定	
2016(平成28)			「名古屋市男女平等参画基本計画2020」策定 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定

○子ども

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1947（昭和22）		「教育基本法」施行	
1979（昭和54）	「国際児童年」		
1989（平成元）	「児童の権利に関する条約」採択（平成6年批准）		
1999（平成11）		「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	「笑顔あふれるなごやっ子プラン（名古屋市子育て支援長期指針）」策定
2000（平成12）	「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択（平成17年批准）	「児童虐待の防止等に関する法律」施行	
2003（平成15）		「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行	
2004（平成16）			「次世代育成支援対策推進会議」設置
2005（平成17）			「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」策定 「ひとり親家庭等自立支援計画」策定
2006（平成18）		「教育基本法」全部改正	「子ども青少年局」設置
2007（平成19）			「なごやっ子教育推進計画」策定 「名古屋市保育施策のあり方指針」策定
2008（平成20）			「なごや子ども条例」制定
2009（平成21）			「名古屋市公立保育所整備計画」策定
2010（平成22）		「子ども・若者育成支援推進法」施行	「子どもに関する総合的な計画」策定 「なごや子ども・子育てわくわくプラン～子どもに関する総合計画（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」策定 「第2期ひとり親家庭等自立支援計画」策定
2011（平成23）			「名古屋市教育振興基本計画」策定
2013（平成25）		「いじめ防止対策推進法」施行	「名古屋市児童を虐待から守る条例」制定
2014（平成26）		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「名古屋市いじめ防止基本方針」策定
2015（平成27）		「子ども・子育て支援法」施行	「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015」策定 「名古屋市子ども・子育て支援事業計画」策定 「第3期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」策定
2016（平成28）		「児童福祉法」一部改正	
2017（平成29）			「名古屋市いじめ防止基本方針」改訂
2019（令和元）			「第3期名古屋市教育振興基本計画」策定

○高齢者

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1988（昭和63）			「なごやかライフ推進プラン」策定
1991（平成3）			「福祉都市環境整備指針」策定
1994（平成6）		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	
1995（平成7）		「高齢社会対策基本法」施行	
1999（平成11）	「国際高齢者年」		
2000（平成12）		「介護保険制度」開始 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2000）」策定
2003（平成15）			「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2003）」策定
2005（平成17）			「なごやか地域福祉計画2005」策定
2006（平成18）		「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2006）」策定
2009（平成21）			「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2009）」策定
2012（平成24）			「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2012）」策定
2015（平成27）			「なごやか地域福祉2015（第2期地域福祉計画）」策定 「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2015）」策定
2016（平成28）		「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	
2018（平成30）			「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はづらつ長寿プランなごや2018）」策定

○障害者

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1960（昭和35）		「身体障害者雇用促進法」施行	
1981（昭和56）	「国際障害者年」		
1991（平成3）			「福祉都市環境整備指針」策定
1993（平成5）		「障害者対策に関する新長期計画」策定 「障害者基本法」施行	
1994（平成6）		「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	「名古屋市障害者福祉新長期計画」策定
2000（平成12）		「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行	
2002（平成14）		「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定 「重点施策実施5か年計画」策定	
2004（平成16）			「名古屋市障害者基本計画」策定
2005（平成17）		「発達障害者支援法」施行	
2006（平成18）	「障害者の権利に関する条約」採択（平成26年批准）	「障害者自立支援法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行	
2007（平成19）			「第1期名古屋市障害福祉計画」策定
2009（平成21）			「第2期名古屋市障害福祉計画」策定
2011（平成23）		「障害者基本法」の一部改正	
2012（平成24）		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）施行	「第3期名古屋市障害福祉計画」策定
2013（平成25）		「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」施行	
2014（平成26）			「名古屋市障害者基本計画（第3次）」策定
2015（平成27）			「第4期名古屋市障害福祉計画」策定
2016（平成28）		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	
2017（平成29）			「福祉都市環境整備指針」改定
2018（平成30）			「第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画」策定
2019（令和元）			「名古屋市障害者基本計画（第4次）」策定 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」施行

○同和問題(部落差別)

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1965（昭和40）		「同和対策審議会」答申	
1969（昭和44）		「同和対策事業特別措置法」施行	
1974（昭和49）			「民生局同和対策室（現市民経済局人権施策推進室）」設置
1975（昭和50）			「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」策定
1976（昭和51）			「名古屋市同和教育基本方針」策定
1978（昭和53）			「名古屋市同和対策事業長期計画」策定
1982（昭和57）		「地域改善対策特別措置法」施行	
1983（昭和58）			「名古屋市同和対策事業実施計画」策定
1987（昭和62）		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」施行	「名古屋市同和対策事業推進計画」策定
1992（平成4）		「地対財特法」の一部改正	「第2次名古屋市同和対策事業推進計画」策定
1996（平成8）		「地域改善対策協議会」意見具申	
1997（平成9）		「地対財特法」の一部改正	「第3次名古屋市同和対策事業推進計画」策定
2016（平成28）		「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）施行	

○外国人

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1965（昭和40）	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択（平成7年批准）		
1984（昭和59）			「名古屋国際センター」開設
1987（昭和62）			「名古屋市国際化推進会議」設置
1990（平成2）		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
2000（平成12）		「外国人登録法」の一部改正	
2009（平成21）		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	
2012（平成24）		「外国人登録法」廃止	「名古屋市多文化共生推進プラン」策定
2013（平成25）			「名古屋市多文化共生推進プラン実施計画」策定
2016（平成28）		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）施行	
2017（平成29）		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行	「第2次名古屋市多文化共生推進プラン」策定
2018（平成30）		「出入国管理及び難民認定法」の一部改正	

○さまざまな人権分野

年	世界の動き	国内の動き	本市の取り組み
1996（平成8）		「らい予防法」廃止	
1997（平成9）		「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行	
1999（平成11）		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行	
2000（平成12）		「犯罪被害者等の保護を図るために刑事手続きに付隨する措置に関する法律」施行	
2001（平成13）			「名古屋市ホームレス援護施策推進本部」設置
2002（平成14）		「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2003（平成15）		「個人情報の保護に関する法律」施行	
2004（平成16）		「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「名古屋市情報あんしん条例」制定 「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
2005（平成17）		「犯罪被害者等基本法」施行	「名古屋市個人情報保護条例」全部改正
2006（平成18）	「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択（平成21年批准）	「自殺対策基本法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策府内連絡会」設置
2007（平成19）	「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行	「名古屋市自殺対策推進本部」設置 「名古屋市自殺対策連絡協議会」設置 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」策定
2008（平成20）		「アイヌ民族を先住民族とすることを認める決議」衆参両院で採択	
2009（平成21）		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行	「第2期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
2010（平成21）	「ハンセン病差別撤廃決議」採択		
2014（平成26）			「第3期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定
2015（平成27）		「生活困窮者自立支援法」施行	
2016（平成28）		「自殺対策基本法」改正 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	
2018（平成30）			「いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）」策定 「名古屋市犯罪被害者等支援条例」施行
2019（令和元）		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行	「第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」策定

5 なごや人権施策基本方針 策定経過

年 月 日	事 項
平成30年11月12日	平成30年度「人権についての市民意識調査」開始(～11月30日)
平成31年 4月16日	第1回人権施策推進会議 幹事会
平成31年 4月22日	第1回人権施策推進会議
令和元年 7月10日	第1回有識者懇談会
令和元年 7月26日	第2回人権施策推進会議 幹事会
令和元年 9月10日	第2回有識者懇談会
令和元年 9月18日	第1回人権施策担当課長連絡会議
令和元年10月30日	第3回有識者懇談会
令和元年11月18日	第3回人権施策推進会議 幹事会
令和元年11月25日	第2回人権施策推進会議

6 有識者懇談会

なごや人権施策基本指針の策定にあたり、学識経験者等の専門的知見を踏まえた意見を聴取するため、有識者懇談会を開催しました。

1 策定にかかる有識者懇談会構成員名簿

氏 名	職 業 等
青山 學	弁護士(元愛知県弁護士会会长)
小林 直三	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
近藤 敦	名城大学法学部法学科教授
宮前 隆文	弁護士(名古屋人権擁護委員協議会会长)
山口 洋子	名古屋人権擁護委員協議会事務局長

2 策定にかかる有識者懇談会開催状況

回	年 月 日	議 題
第1回	令和元年7月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 新なごや人権施策推進プラン(改訂版)について・ 平成30年度人権についての市民意識調査報告書について・ 次期なごや人権施策推進プランについて
第2回	令和元年9月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 次期なごや人権施策推進プラン(骨格案)について・ 新しい人権課題について
第3回	令和元年10月30日	<ul style="list-style-type: none">・ 次期なごや人権施策推進プラン(素案)について・ 新しい人権課題について

7 平成 30 年度 人権についての市民意識調査報告書《概要》

I 調査の概要

1 調査の目的

本市でこれまでに実施してきた人権啓発の効果と課題を検証するとともに、市民の人権についての意識を把握し、より適切かつ効果的な啓発活動や施策の推進を図るために基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の方法

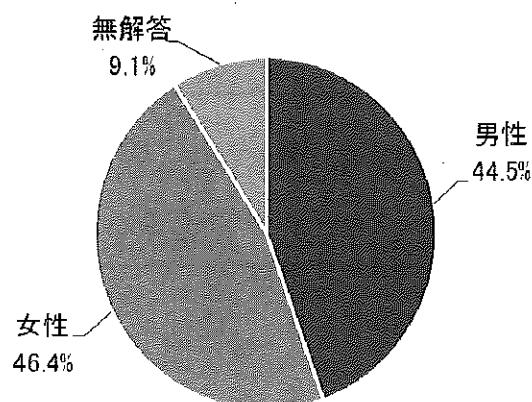
- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 調査地域 | 名古屋市全域 |
| (2) 調査対象 | 名古屋市に居住する満 18 歳以上の市民 |
| (3) 標本数 | 3,000 人 (外国人を含む) |
| (4) 抽出方法 | 住民基本台帳から無作為抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送法 |
| (6) 調査時期 | 平成 30 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 30 日 (金) |

3 回収結果

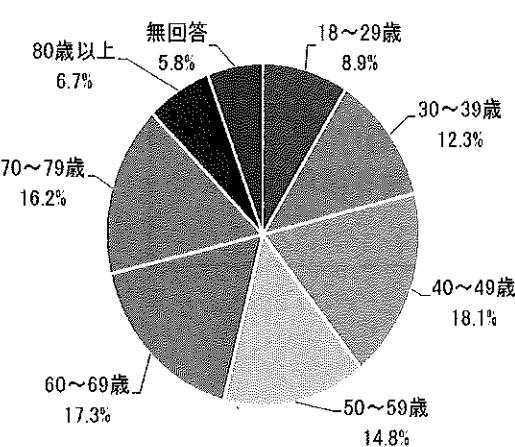
	送付数	回収数	回収率
全市	3,000	1,491	49.7%

II 調査回答者の属性

1 性別



2 年齢

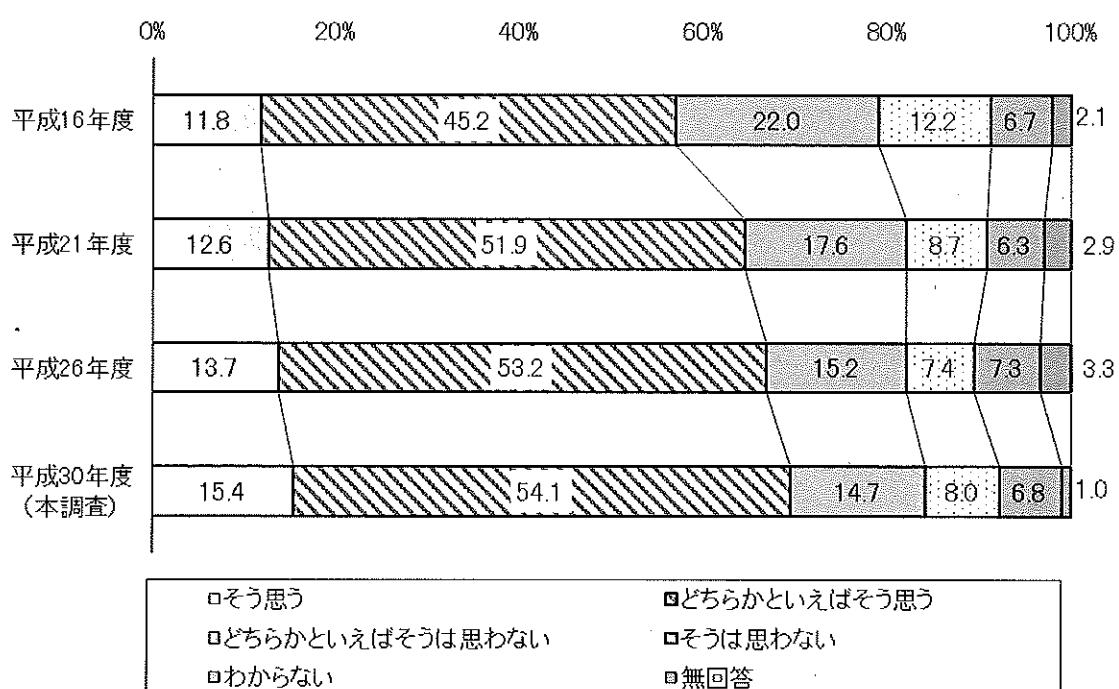


III 調査の結果

1 人権意識について

問1 あなたは、今の日本が、基本的人権の尊重されている社会だと思いますか。（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

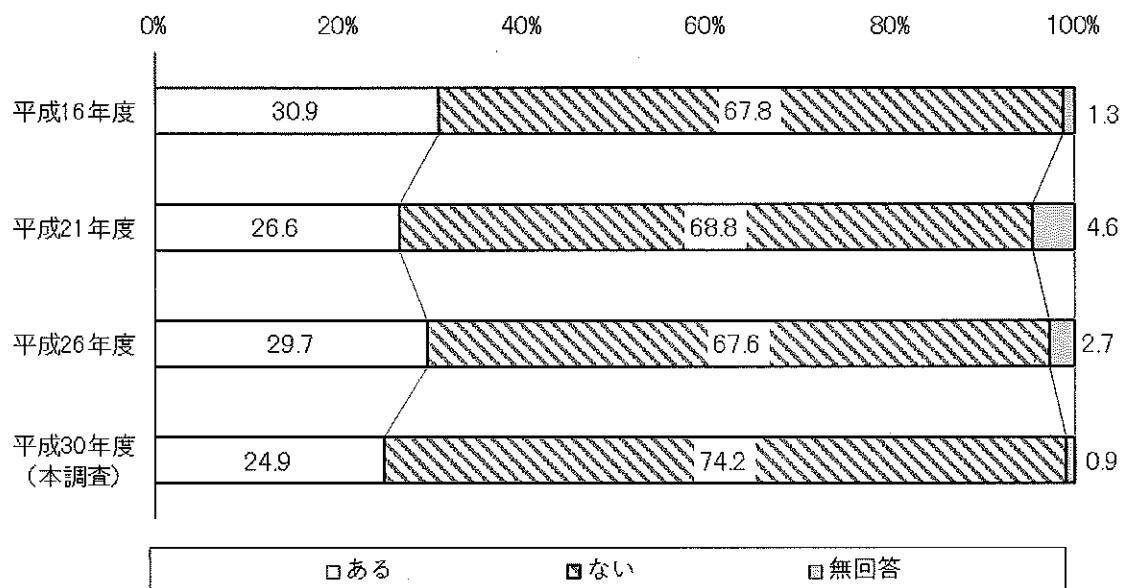
	回答数（人）	そう思う	どちらかといえば	どちら思は思わない	そうは思わない	わからない	無回答	(%)
平成16年度	1,637	11.8	45.2	22.0	12.2	6.7	2.1	
平成21年度	1,900	12.6	51.9	17.6	8.7	6.3	2.9	
平成26年度	1,349	13.7	53.2	15.2	7.4	7.3	3.3	
平成30年度 (本調査)	1,491	15.4	54.1	14.7	8.0	6.8	1.0	



問2 あなたは、この10年ほどの間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

(%)

	回答数 (人)	ある	ない	無回答
平成16年度	1,637	30.9	67.8	1.3
平成21年度	1,900	26.6	68.8	4.6
平成26年度	1,349	29.7	67.6	2.7
平成30年度 (本調査)	1,491	24.9	74.2	0.9



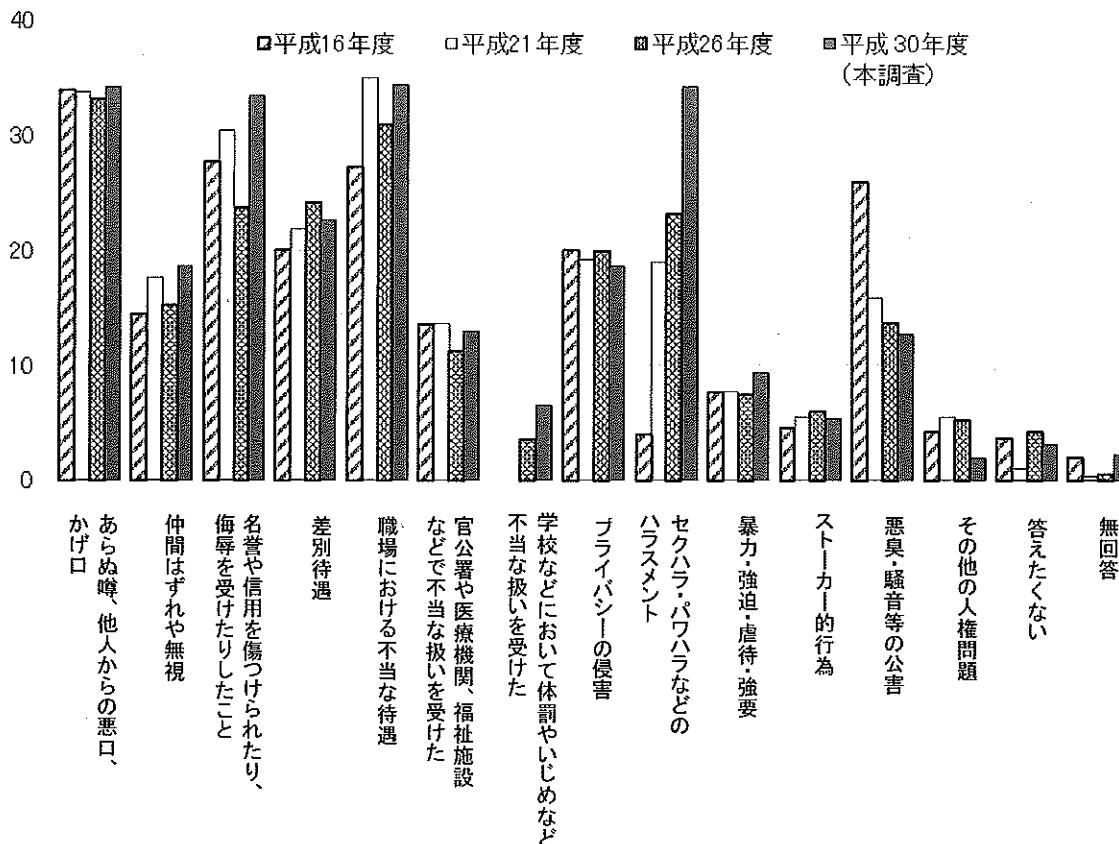
<問2で「1. ある」と回答された方のみお答えください。>

問3 それはどのようなことで自分の人権が侵害されたと思いましたか。差し支えなければお答えください。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

(%)

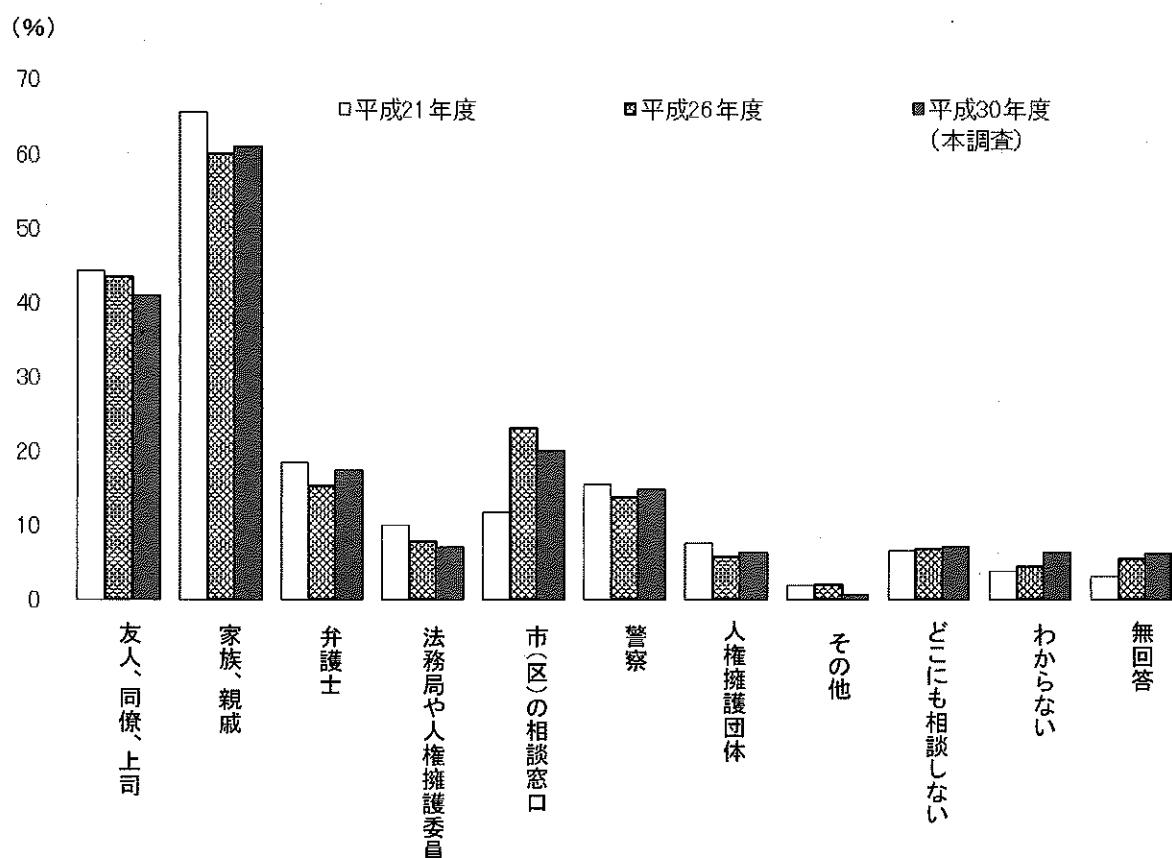
	回答数(人)	あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口	仲間はずれや無視	名誉や信用を傷つけられたり、侮辱を受	けたりしたこと	差別待遇	職場における不当な待遇	官公署や医療機関、福祉施設などで不	当な扱いを受けた	学校などにおいて体罰やいじめなど不	当な扱いを受けた	プライバシーの侵害へ他人に知られたく	セクシーハラスメントなどのハラスメント、パワーハラスメント	暴力・強迫・虐待・強要	ストーカー的行為へ特定の人につづく	悪臭・騒音等の公害	その他の人権問題	答えたくない	無回答
平成16年度	506	34.0	14.4	27.7	20.0	27.3	13.6			20.0	4.0	7.7	4.5	25.9	4.2	3.6	2.0		
平成21年度	506	33.8	17.6	30.4	21.9	35.0	13.6			19.2	19.0	7.7	5.5	15.8	5.5	1.0	0.4		
平成26年度	401	33.2	15.2	23.7	24.2	30.9	11.2	3.5	20.0	23.2	7.5	6.0	13.7	5.2	4.2	0.5			
平成30年度 (本調査)	371	34.2	18.6	33.4	22.6	34.5	12.9	6.5	18.6	34.2	9.4	5.4	12.7	1.9	3.2	2.2			

(%)



問4 あなたは、自分の人権が侵害されたと思った時、どちらに相談されますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

	回答数（人）	友人、同僚、上司	家族、親戚	弁護士	法務局や人権擁護委員	市（区）の相談窓口	警察	人権擁護団体	その他	どこにも相談しない	わからない	無回答
平成21年度	1,900	44.3	65.5	18.4	9.9	11.6	15.5	7.6	1.8	6.5	3.8	3.1
平成26年度	1,349	43.4	60.0	15.2	7.9	22.9	13.7	5.7	2.0	6.8	4.4	5.3
平成30年度 (本調査)	1,491	41.0	61.0	17.3	7.0	19.9	14.8	6.4	0.7	7.0	6.4	6.2



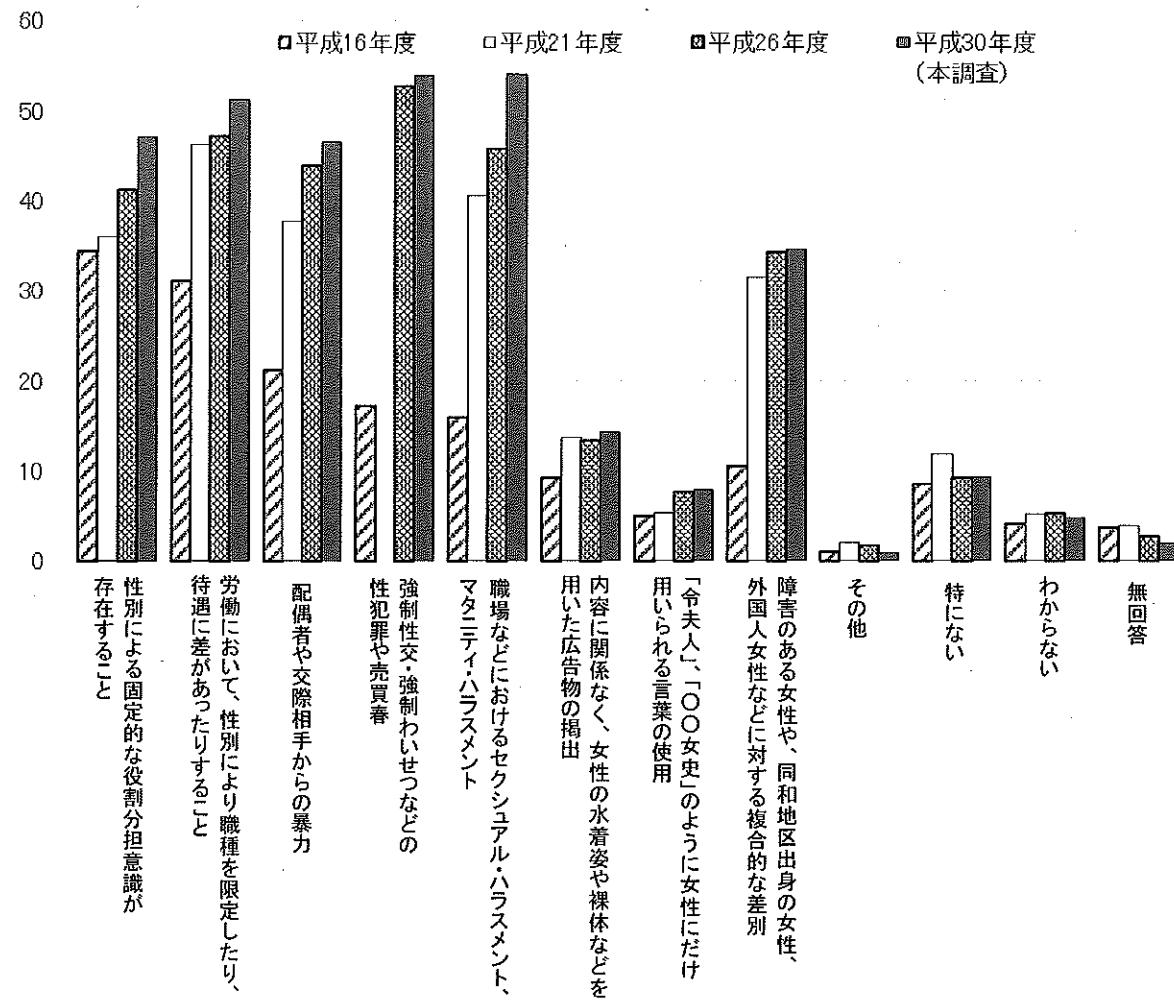
2 女性の人権について

問5 あなたが、女性に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

(%)

	回答数(人)	性別による固定的な役割分担意識が存在する」と	労働における性別による職種を限定したり、待遇に差があつたりする」と	配偶者や交際相手からの暴力	強制性交・強制わいせつなどの性犯罪や売買春	職場などにおけるセクシーシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント	内容に関係なく、女性の水着姿や裸体などを用いた広告物の掲出	「令夫人」、「〇〇女史」のように女性にだけ用いられる言葉の使用	障害のある女性や、同和地区出身の女性、外国人女性などに対する複合的な差別	他の複合的な差別	その他の複合的な差別	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	34.4	31.1	21.2	17.1	15.9	9.2	4.9	10.4	1.0	8.5	4.1	3.6	
平成21年度	1,900	36.0	46.3	37.7		40.6	13.7	5.3	31.5	2.0	11.8	5.1	3.9	
平成26年度	1,349	41.2	47.2	43.9	52.8	45.7	13.3	7.6	34.2	1.7	9.2	5.2	2.7	
平成30年度 (本調査)	1,491	47.1	51.2	46.6	53.9	54.1	14.2	7.8	34.6	0.8	9.3	4.7	1.9	

(%)



3 子どもの人権について

問6 あなたが、子どもに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

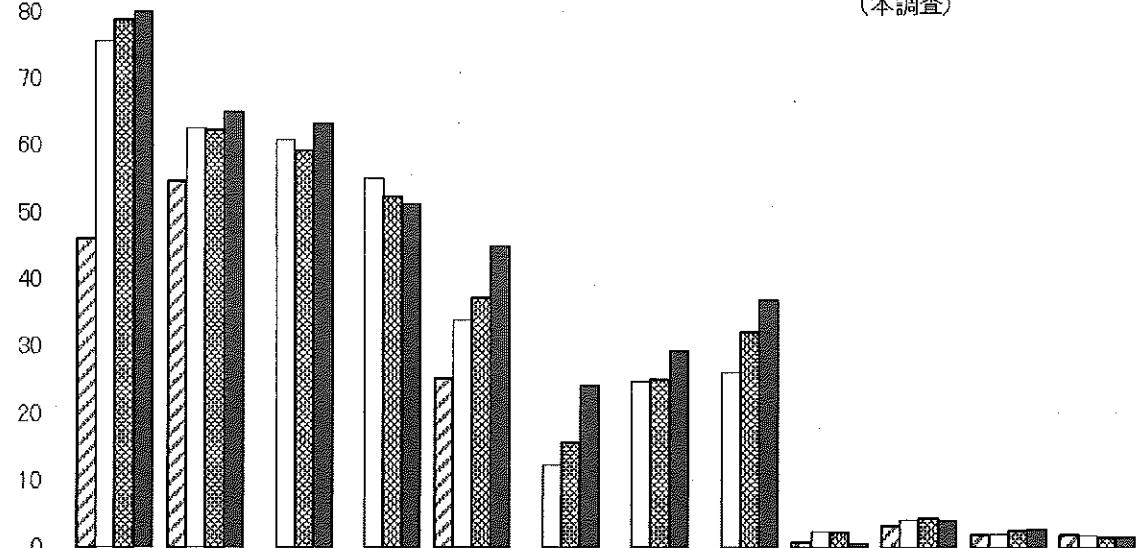
(%)

	回答数(人)	子どもへの暴力や暴言、育児放棄などの虐待があること	子ども間での暴力や暴言、育児放棄などがあること	いじめがあること	インターネットを使ってのいじめがあること	暴力や犯罪、性にかかわる問題へ児童ボルノなど、子どもにうつて有害な情報が氾濫していること	進路の選択にあたり、大人がその意見を無視したり、大人の考え方を押し付けてたりすること	男の子らしさ、女の子らしさを求められること	い年齢に応じた学び、遊びができる年齢など、生活にゆとりがないこと	自分の考え方や表現などについて、個人の人格や価値が尊重されないこと	その他	特にない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	46.0	54.6				25.2			0.7	3.2	1.8	1.9	
平成21年度	1,900	75.5	62.6	60.9	55.1	33.8	12.2	24.6	26.0	2.2	4.1	1.9	1.7	
平成26年度	1,349	78.8	62.3	59.2	52.3	37.3	15.6	25.1	32.1	2.2	4.4	2.4	1.4	
平成30年度 (本調査)	1,491	80.0	65.1	63.3	51.2	44.9	24.1	29.3	37.0	0.5	4.1	2.7	1.5	

(%)

90

□平成16年度 □平成21年度 □平成26年度 □平成30年度
(本調査)



子どもの間で、仲間はずれや無視、暴力をふるうなどのいじめがあること

インターネットを使ってのいじめがあること

暴力や犯罪、性にかかわる問題（児童ボルノ）など、子どもにうつて有害な情報が氾濫していること

進路の選択にあたり、大人がその意見を無視したり、大人の考え方を押し付けてたりすること

男の子らしさ、女の子らしさを求められること

い年齢に応じた学び、遊びができる年齢など、生活にゆとりがないこと

自分の考え方や表現、生き方などについて、個人の人格や価値が尊重されないこと

その他

特にない

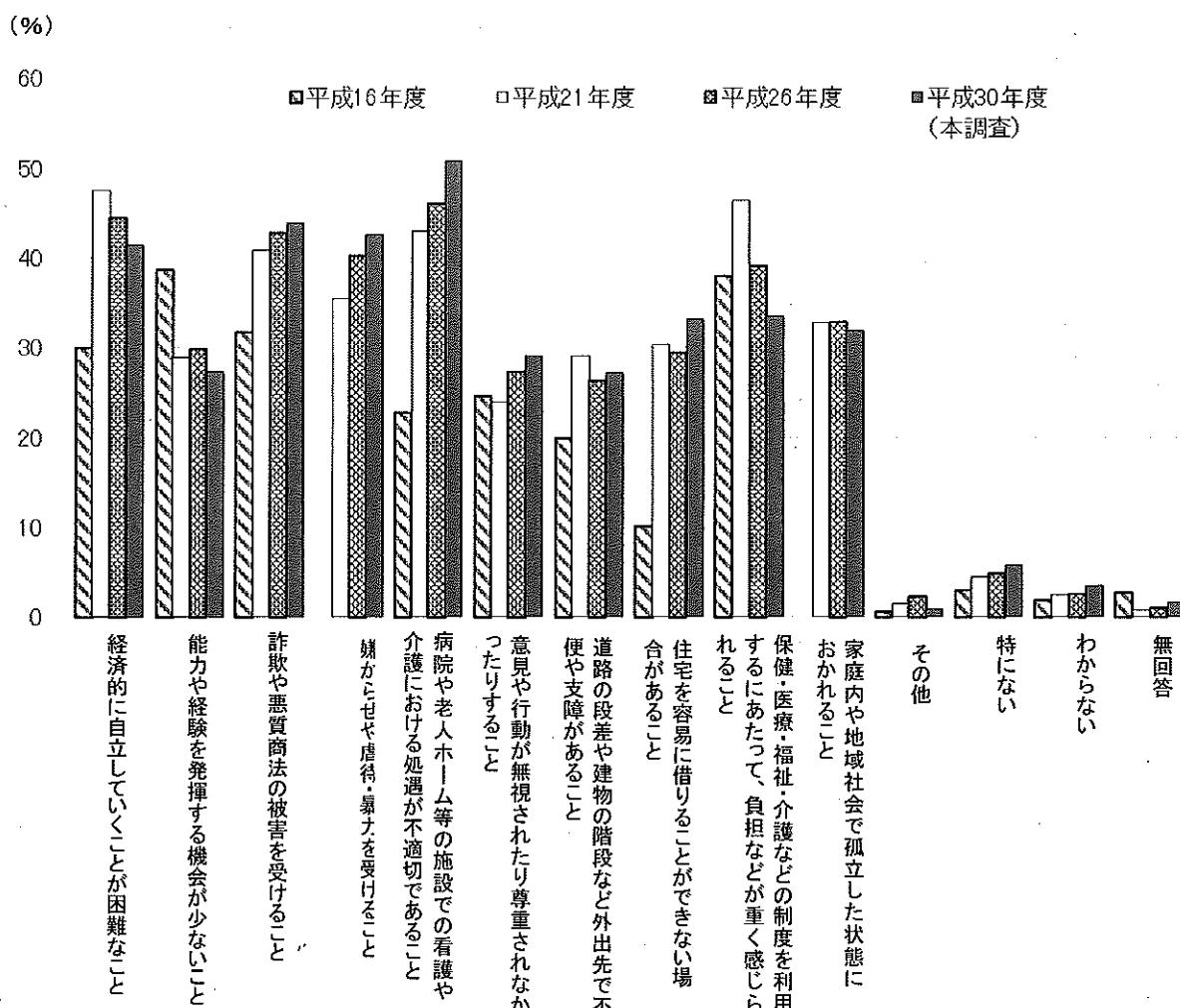
わからない

無回答

4 高齢者の人権について

問7 あなたが、高齢者に関する事柄で、人権上問題があると思われるはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

	回答数 (人)	経済的に自立していくことが困難なこと	能力や経験を揮発する機会が少ないこと	詐欺や悪質商法の被害を受けること	嫌がらせや虐待・暴力を受けること	病院や老人ホーム等の施設での看護や介護における処遇が不適切であること	意見や行動が無視されたり尊重されなかつたりすること	道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること	住宅を容易に借りることができない場合	状態におかれること	家庭内や地域社会で孤立した	その他	特にない	わからない	無回答 (%)
平成16年度	1,637	29.9	38.7	31.7		22.7	24.6	19.9	10.0	37.9		0.5	2.9	1.8	2.6
平成21年度	1,900	47.5	28.9	40.9	35.5	43.0	23.9	29.1	30.3	46.4	32.8	1.4	4.4	2.5	0.7
平成26年度	1,349	44.4	29.9	42.8	40.3	46.0	27.2	26.2	29.4	39.1	32.8	2.2	4.8	2.5	0.9
平成30年度 (本調査)	1,491	41.4	27.3	43.9	42.5	50.8	29.1	27.2	33.2	33.4	31.9	0.8	5.7	3.4	1.6

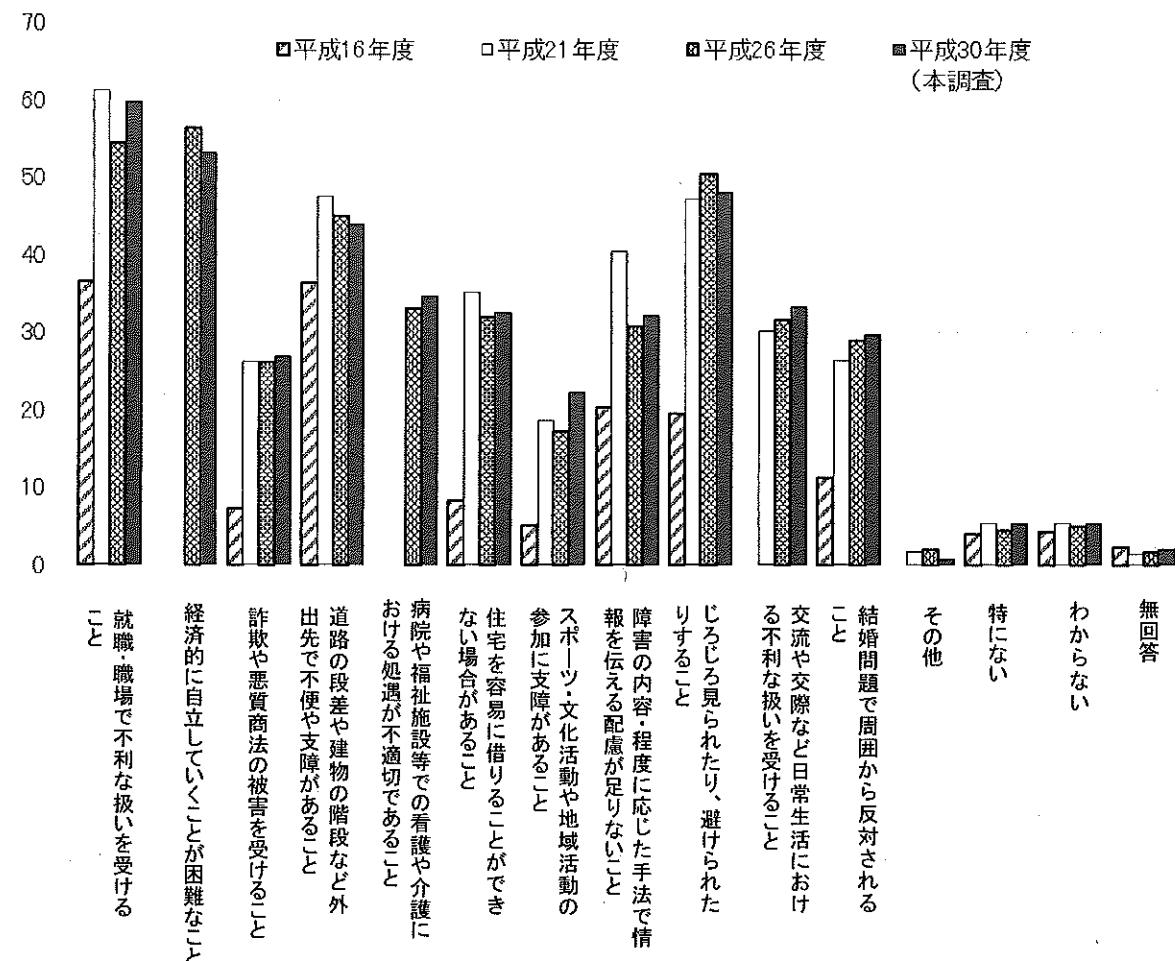


5 障害者の人権について

問8 あなたが、障害者に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

	回答数(人)	就職・職場で不利な扱いを受けること	経済的に自立していくことが困難なこと	詐欺や悪質商法の被害を受けること	道路の段差や建物の階段など外出先で不便や支障があること	介護施設等での看護や介護における処遇が不適切であること	病院や福祉施設等での看護や介護における処遇が不適切であること	住宅を容易に借りなければならない場合があること	スポーツ・文化活動や地域活動の参加に支障があること	障害の内容・程度に応じた手法で情報をお伝えする配慮が足りない	じろじろ見られたり、避けられたりすること	交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること	結婚問題で周囲から反対されること	その他	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	36.6		7.3	36.4		8.2	5.1	20.3	19.5		11.3	0.0	3.9	4.3	2.3	
平成21年度	1,900	61.3		26.2	47.5		35.1	18.6	40.4	47.2	30.1	26.4	1.7	5.3	5.4	1.4	
平成26年度	1,349	54.3	56.3	26.2	45.0	33.0	31.9	17.1	30.8	50.4	31.6	28.9	2.0	4.4	5.0	1.6	
平成30年度 (本調査)	1,491	59.8	53.1	26.8	43.9	34.7	32.5	22.3	32.1	48.0	33.3	29.6	0.7	5.4	5.4	2.1	

(%)

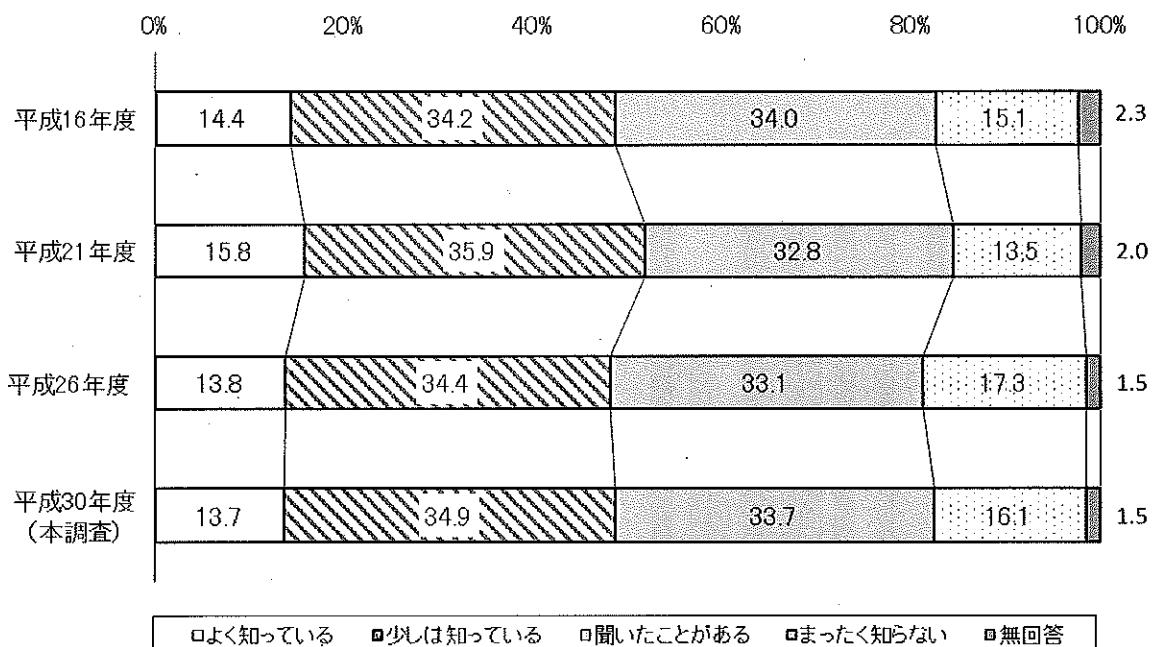


6 同和問題（部落差別）について

問9 あなたは、日本の社会に「同和地区」とか「被差別部落」とよばれるところがあり、その出身であるとか、そこに住んでいるというだけの理由で差別される人権問題を知っていますか。（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）

(%)

	回答数 (人)	よく知っている	少しは知っている	聞いたことがある	まったく知らない	無回答
平成16年度	1,637	14.4	34.2	34.0	15.1	2.3
平成21年度	1,900	15.8	35.9	32.8	13.5	2.0
平成26年度	1,349	13.8	34.4	33.1	17.3	1.5
平成30年度 (本調査)	1,491	13.7	34.9	33.7	16.1	1.5

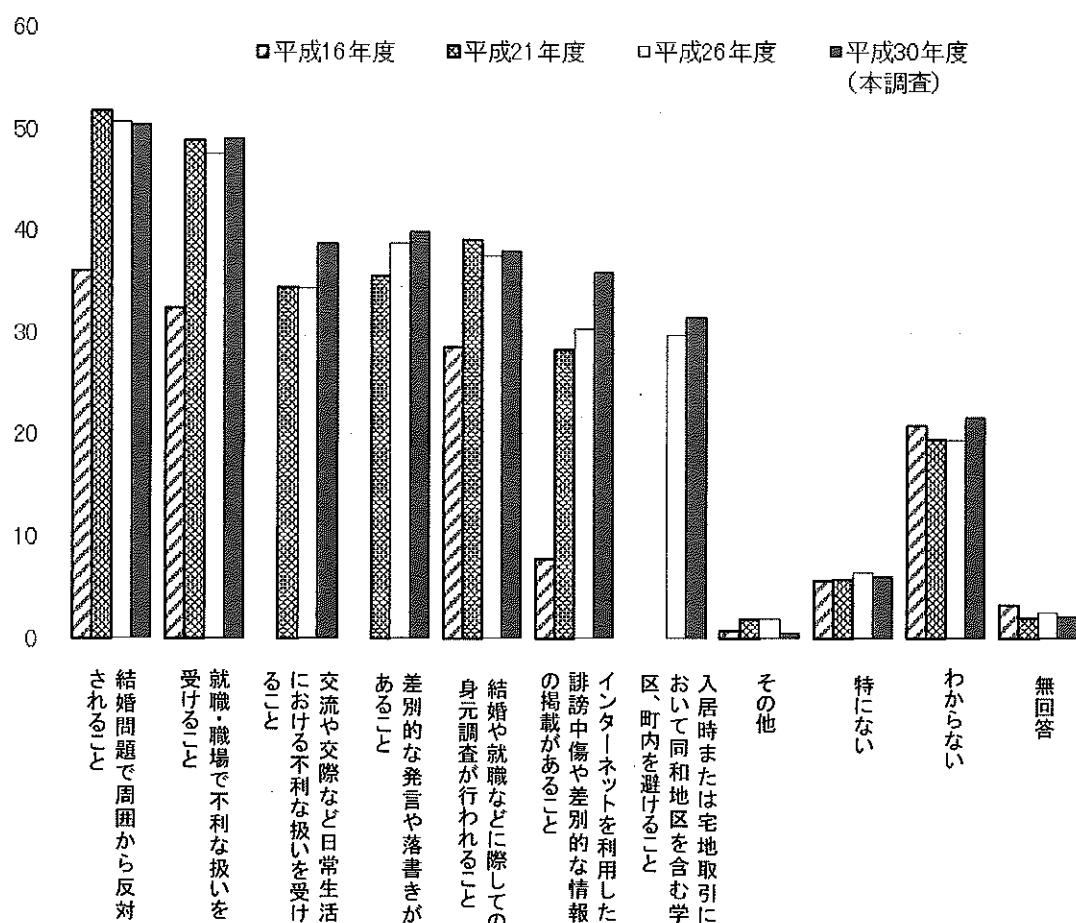


問10 あなたが、同和問題（部落差別）に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

(%)

	回答数（人）	結婚問題で周囲から反対されることは	就職・職場で不利な扱いを受けること	交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること	差別的な発言や落書きがあること	身元調査が行われること	結婚や就職などに際してのインターネットを利用したこと	誹謗中傷や差別的な情報の掲載があること	入居時または宅地取引において同和地区を含む学区、町内を避けること	その他	特になし	わからない	無回答
平成16年度	1,637	36.0	32.4			28.5	7.8			0.8	5.7	20.9	3.2
平成21年度	1,900	51.8	48.8	34.4	35.5	39.1	28.3			1.9	5.8	19.5	2.0
平成26年度	1,349	50.6	47.6	34.4	38.8	37.4	30.3	29.7		2.0	6.4	19.4	2.5
平成30年度 (本調査)	1,491	50.4	49.0	38.7	39.9	38.0	35.8	31.4	0.5	6.1	21.7	2.2	

(%)



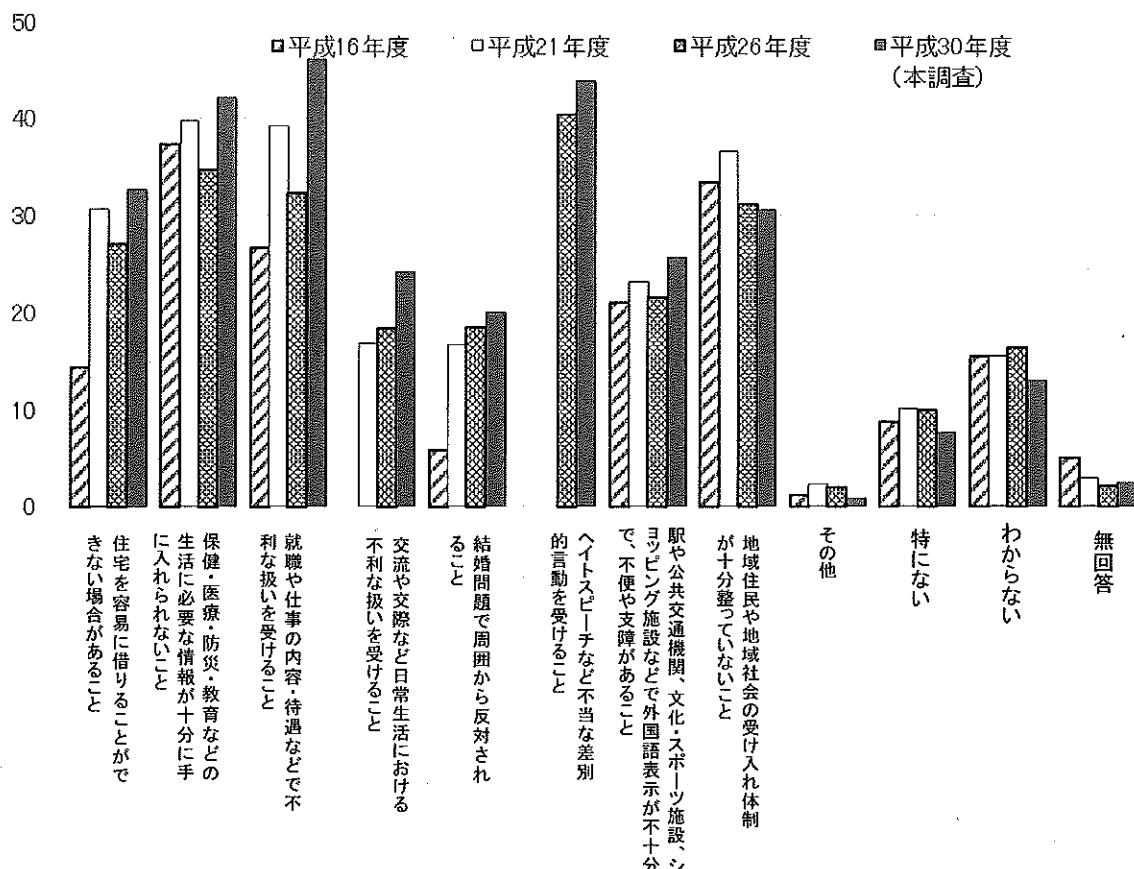
7 外国人の人権について

問11 あなたが、外国人に関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

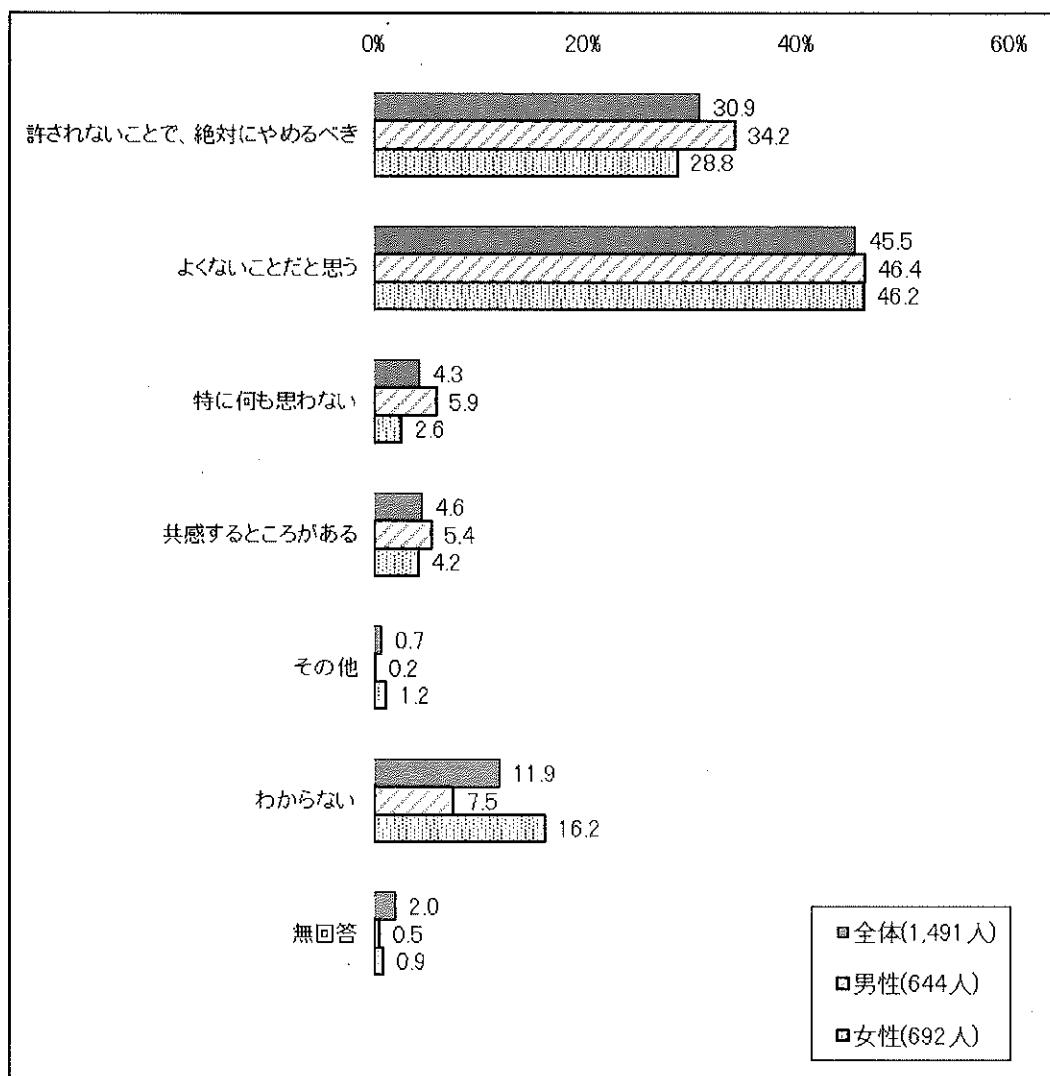
(%)

	回答数（人）	住宅を容易に借りることができない場合	保健・医療・防災・教育などの情報が十分に手に入らないこと	就職・仕事の内容・待遇などで不利な扱いを受けること	交流や交際など日常生活における不利な扱いを受けること	結婚問題で周囲から反対されること	ヘイトスピーチなど不当な差別的言動を受けること	駅や公共交通機関、文化・スポーツ施設、シヨツピング施設などで外国语表示が不十分で、不便や支障があること	地域住民や地域社会の受け入れ体制が十分整っていないこと	その他	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	14.3	37.3	26.6		5.8		20.9	33.4	1.1	8.7	15.4	4.9
平成21年度	1,900	30.7	39.8	39.2	16.8	16.6		23.1	36.6	2.3	10.1	15.4	2.9
平成26年度	1,349	27.0	34.7	32.3	18.3	18.4	40.3	21.4	31.1	1.9	9.9	16.4	2.0
平成30年度 (本調査)	1,491	32.6	42.1	46.1	24.2	19.9	43.9	25.6	30.5	0.8	7.6	13.0	2.4

(%)



問12 あなたは、ヘイトスピーチ（特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする差別的言動）についてどう思いますか。（あてはまる番号に1つだけ○印をつけてください。）



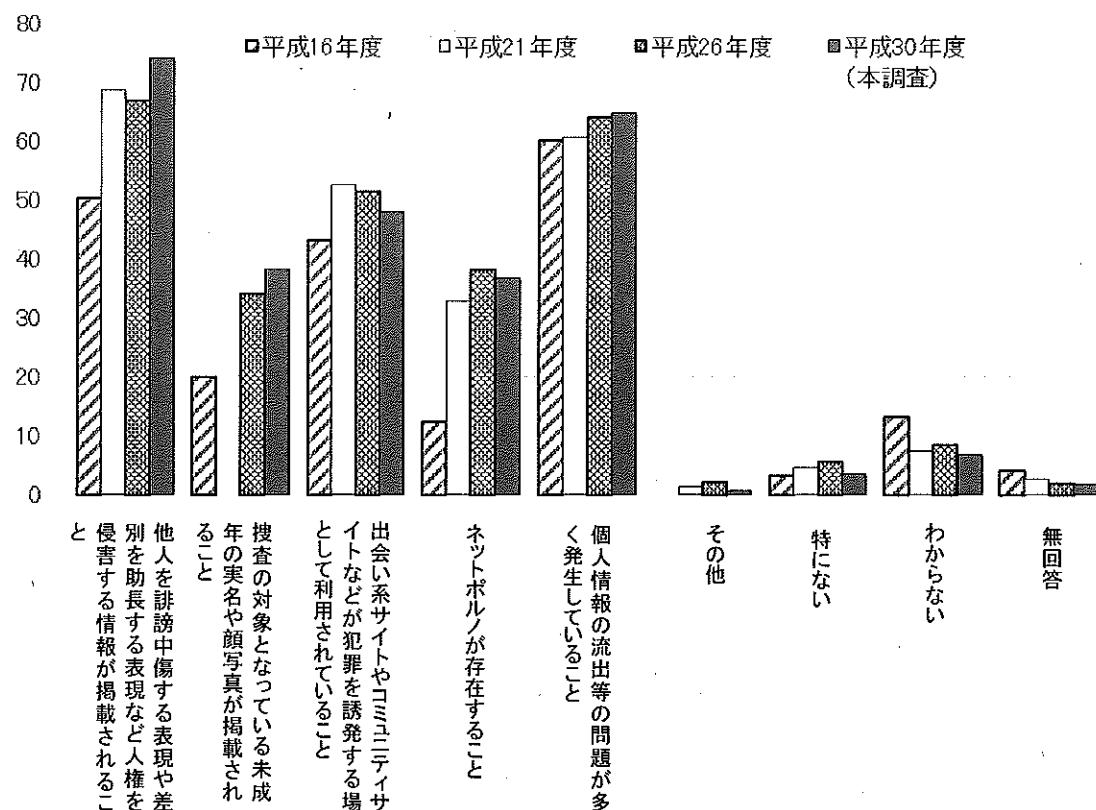
8 インターネットによる人権侵害について

問13 あなたが、インターネットに関する事柄で、人権上問題があると思われるのはどのようなことですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

(%)

	回答数（人）	がどや他人別を誹れを助長する中傷するとする表現などを現れる情報	掲載成年の対象となるつていてるが	検索結果の対象となるつていてるが	出会い系サイトや「ミクニ」等のサイトなどが犯罪を誘発する場として利用されていること	ネットポルノが存在する	個人情報の流出等の問題が多く発生していること	その他	特にない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	50.3	19.8	43.1	12.3	60.0	0.0	3.1	13.1	4.1	
平成21年度	1,900	68.7		52.5	32.9	60.7	1.3	4.6	7.5	2.6	
平成26年度	1,349	66.8	34.1	51.4	38.1	63.9	2.0	5.6	8.4	1.8	
平成30年度 (本調査)	1,491	74.1	38.2	48.1	36.8	64.7	0.7	3.4	6.8	1.7	

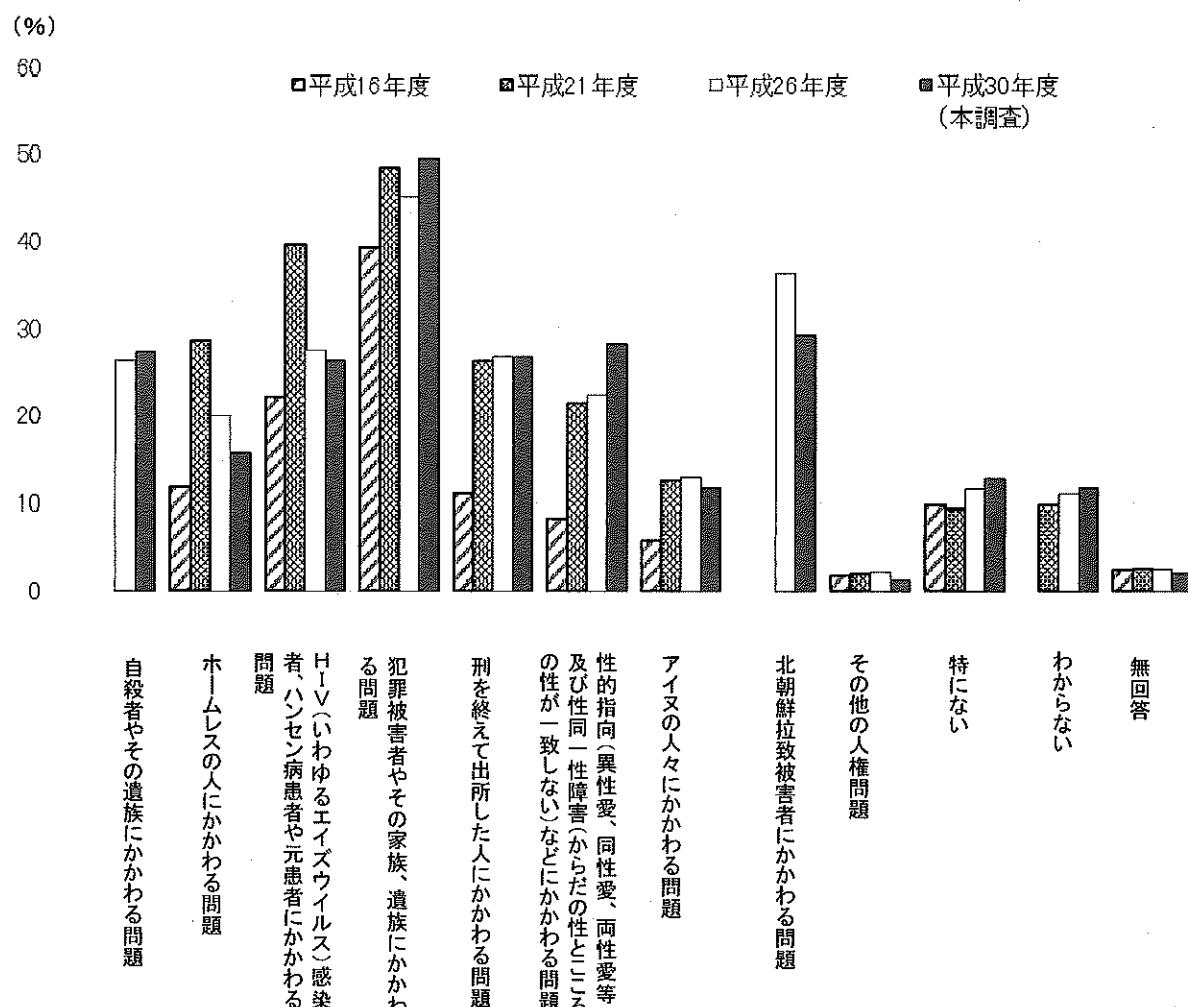
(%)



9 さまざまな人権について

問14 問5~13の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題（部落差別）・外国人・インターネット）以外にも、人権に関わる様々な問題がありますが、あなたは次のどのようないかに心配がありますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

	回答数 (人)	か自殺者やその遺族にかかわる問題	ホームレスの人のかかわる問題	がン病患者のかかわる問題	HIV感染者、ハンセン病患者や元患者にかかわる問題	難民犯、被遺族にかかる問題	に刑を終えて出所した人	性障害などにかかわる問題	アイヌの人々にかかわる問題	北朝鮮拉致被害者にかかわる問題	その他の人権問題	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637		11.9	22.1	39.3	11.1	8.3	5.6		1.7	9.7		2.3	
平成21年度	1,900		28.7	39.6	48.4	26.2	21.5	12.6		1.8	9.3	9.7	2.5	
平成26年度	1,349	26.2	20.0	27.4	45.2	26.8	22.2	13.0	36.2	2.1	11.6	11.0	2.3	
平成30年度 (本調査)	1,491	27.4	15.7	26.2	49.6	26.8	28.3	11.8	29.3	1.2	12.8	11.8	1.9	



問15 あなたが、問14に関する事項で、人権上問題があると思われるのはどのような場合ですか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

(%)

	回答数(人)	就職・職場で不利な扱いを受けること	医療機関での治療や入院、施設入所などを断られることがあること	差別的な言動を受けること	家族や親戚からの付き合いを拒絶されることがあるとき	精神的な負担やショックに直面すること	プライバシーの侵害を受けること	その他	特にない	わからない	無回答
平成21年度	1,900	46.8	32.2	46.7	29.0	33.7	37.6	1.5	7.2	9.4	4.6
平成26年度	1,349	44.4	27.3	45.9	28.0	38.9	41.5	1.8	9.6	10.6	4.7
平成30年度 (本調査)	1,491	45.8	31.4	49.1	28.0	35.3	47.6	0.6	8.2	11.6	4.8

(%)

60

□平成21年度

■平成26年度

■平成30年度
(本調査)

50

40

30

20

10

0

就職・職場で不利な扱いを受けること

医療機関での治療や入院、施設入所などを断られることがあること

差別的な言動を受けること

家族や親戚からの付き合いを拒絶されることがあること

精神的な負担やショックに直面すること

プライバシーの侵害(他人に知られたくない個人的事項を知られたなど)を受けること

その他

特にない

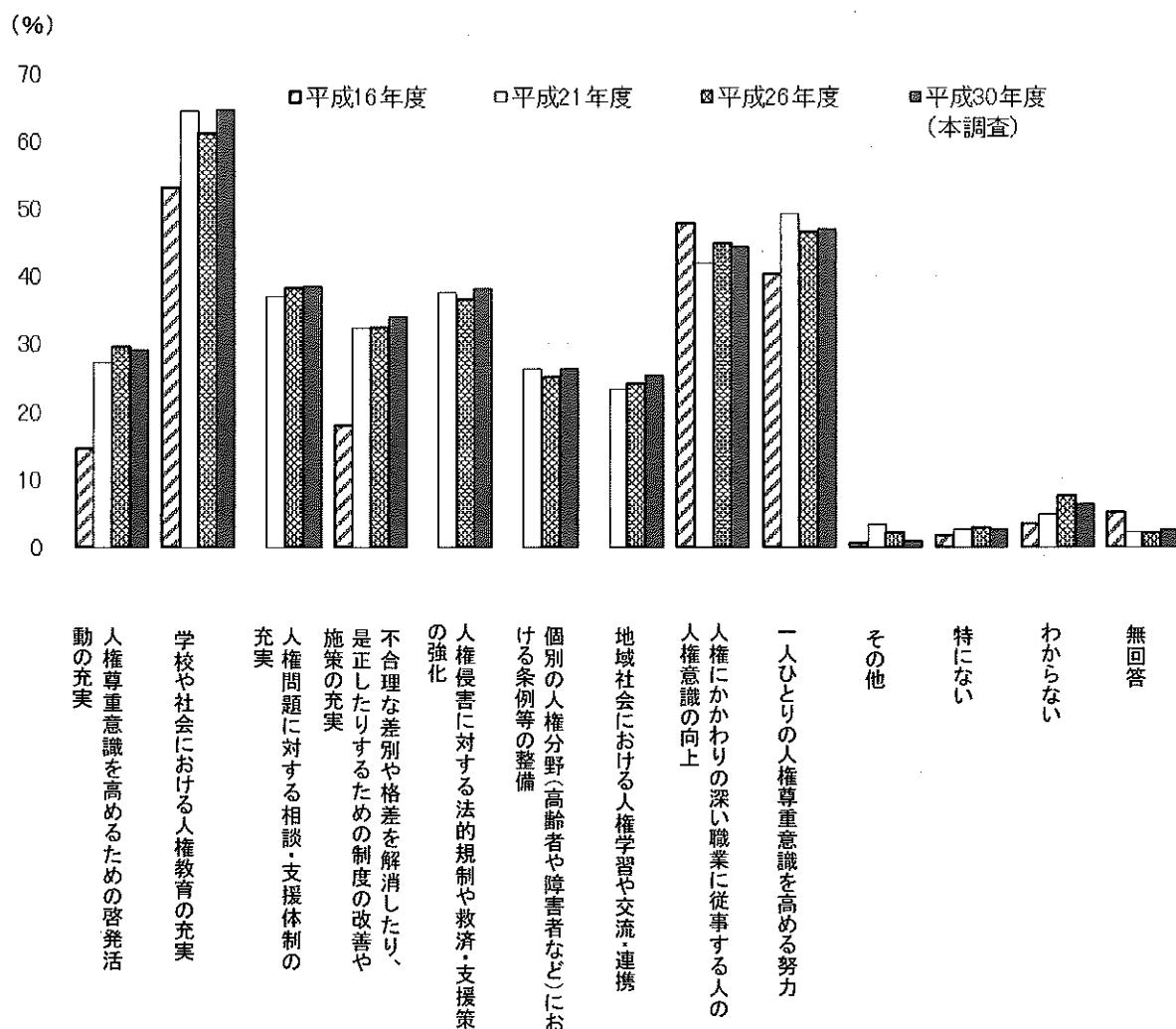
わからない

無回答

10 人権問題への取り組みについて

問16 あなたは、問5～14の各分野（女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題（部落差別）・外国人・インターネット・さまざまな人権）の人権問題を解決し、人権尊重の社会を実現させるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

	回答数（人）	人の啓発活動の充実による人権	学校や社会における人権	支援体制の充実による相談・支援問題に対する相談・支援制度の解消・合理的な差別の充実による格差の解消	人権侵害に対する法的規制の強化	個人や障害者に対する法的規制の強化	条例等の整備による個別的人権分野（高齢者など）における人権学習	地域社会における人権学習や交流・連携	職業にかかわりの深い職業に従事する人の人権意識の向上	一人ひとりの人の人権尊重意識を高める努力	その他	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637	14.5	53.1		18.0				47.9	40.4	0.6	1.7	3.4	5.1
平成21年度	1,900	27.2	64.5	37.1	32.3	37.6	26.2	23.3	42.0	49.3	3.4	2.6	4.9	2.1
平成26年度	1,349	29.6	61.3	38.2	32.4	36.5	25.1	24.1	44.8	46.6	2.0	2.8	7.6	2.1
平成30年度 (本調査)	1,491	29.2	64.7	38.6	34.1	38.1	26.2	25.3	44.4	47.0	0.9	2.5	6.3	2.5



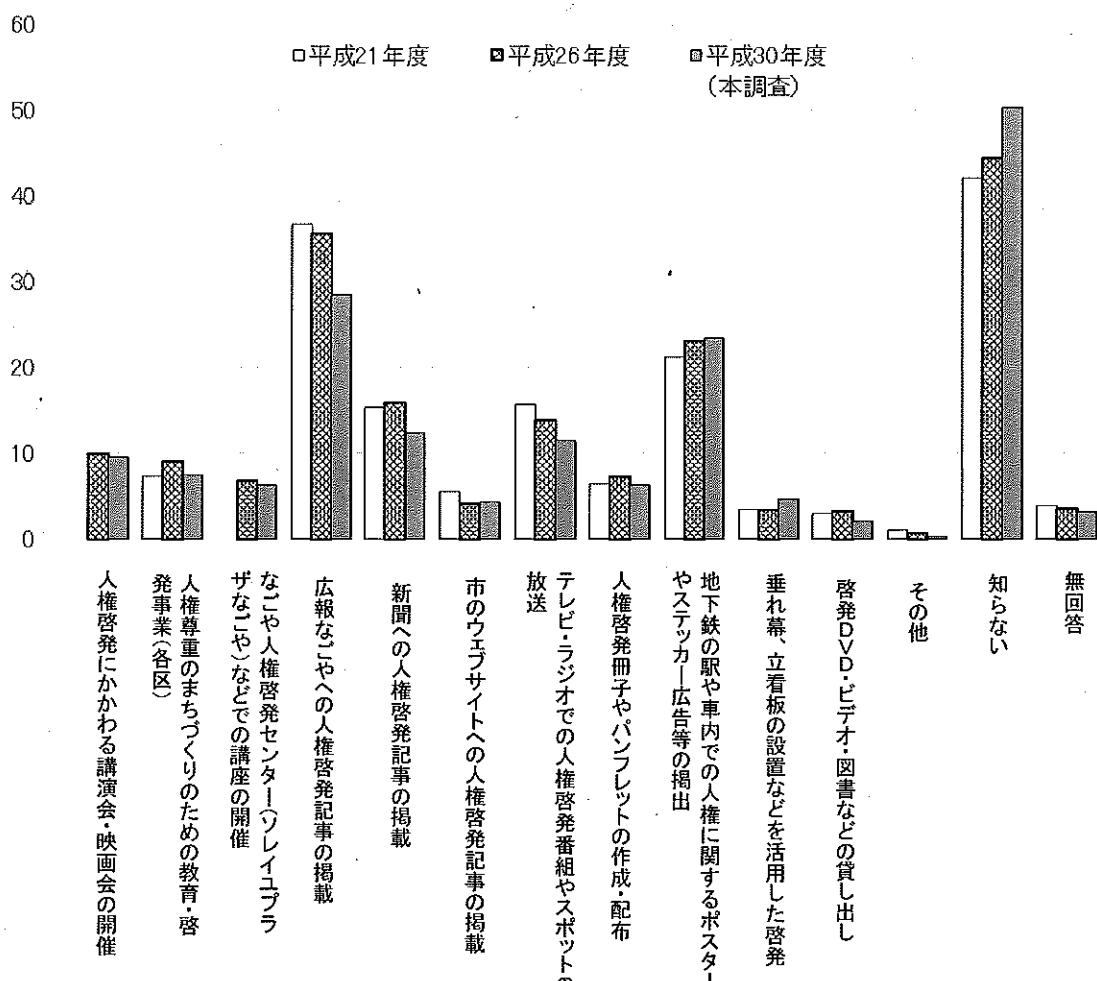
11 名古屋市の取り組みについて

問 17 あなたは、現在、名古屋市が行っている次のような人権に関する啓発活動をご存じですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

(%)

	回答数 (人)	会・映画会にかかわる講演 1月・2月の開催事業(各月)	区の教育・啓発事業(各月)	人の権教育のまちづくりのための講座の開催	広報なごやへの人権啓発記載	新聞への人権啓発記事の掲載	市のウェブサイトへの人権啓発記事の掲載	テレビ・ラジオでの人権啓発番組やスポットの放送	人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布	地下鉄の駅や車内での人権に関するポスター・広告等の掲出	垂れ幕、立看板の設置などを活用した啓発	啓発DVD・ビデオ・図書などの貸し出し	その他	知らない	無回答
平成21年度	1,900	7.3	36.7	15.3	5.5	15.7	6.4	21.1	3.5	3.0	1.1	42.1	3.9		
平成26年度	1,349	9.9	9.0	6.8	35.5	15.9	4.2	13.8	7.2	23.0	3.4	3.2	0.7	44.3	3.6
平成30年度 (本調査)	1,491	9.5	7.4	6.2	28.4	12.3	4.3	11.5	6.2	23.4	4.6	2.1	0.3	50.3	3.2

(%)



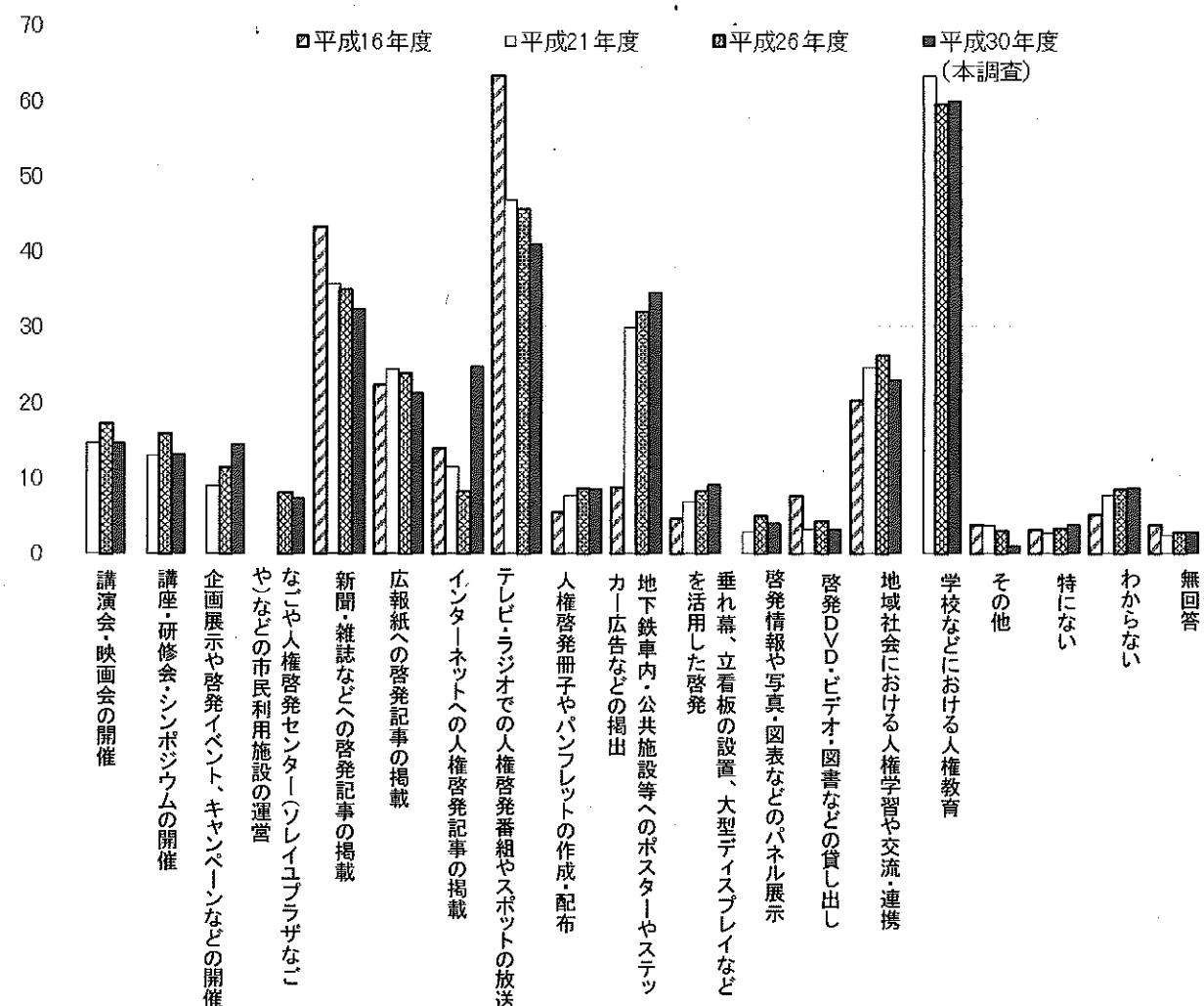
12 効果的な啓発活動について

問18 あなたが、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的であると思われる啓発活動は何ですか。（あてはまる番号すべてに○印をつけてください。）

(%)

	回答数（人）	講演会・映画会の開催	講座・研修会・シンポジウムの開催	企画展示や啓発イベントの開催	新聞・雑誌等への啓発記事の掲載	広報紙への啓発記事の掲載	インターネットへの啓発記事の掲載	掲載トマント（市のウェブサイト）への啓発記事の掲載	番組・ラジオでの人権啓発	テレビ・ラジオでの人権啓発番組やスポットの放送	人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布	地下鉄車内・公共施設等へのポスター・ステッカー・広告などの掲出	垂れ幕・立看板の設置、大型ディスプレイなどを活用した啓発	啓発情報や写真・図表などのパネル展示	DVD・ビデオ・図書などの貸し出し	地域社会における人権学習や交流・連携	学校などにおける人権教育	その他	特にならない	わからない	無回答
平成16年度	1,637				43.3	22.4	13.9	63.4	5.4	8.7	4.6		7.5	20.2			3.7	3.1	5.1	3.8	
平成21年度	1,900	14.6	12.9	8.9		35.7	24.4	11.5	46.8	7.6	29.9	6.9	2.9	3.1	24.6	63.2	3.6	2.6	7.6	2.3	
平成26年度	1,349	17.1	15.8	11.3	8.0	34.9	23.9	8.3	45.5	8.6	32.0	8.3	5.0	4.3	26.2	59.5	3.0	3.2	8.5	2.8	
平成30年度 (本調査)	1,491	14.7	13.1	14.4	7.4	32.3	21.2	24.7	41.0	8.5	34.5	9.1	4.0	3.1	23.0	59.9	1.0	3.8	8.7	2.9	

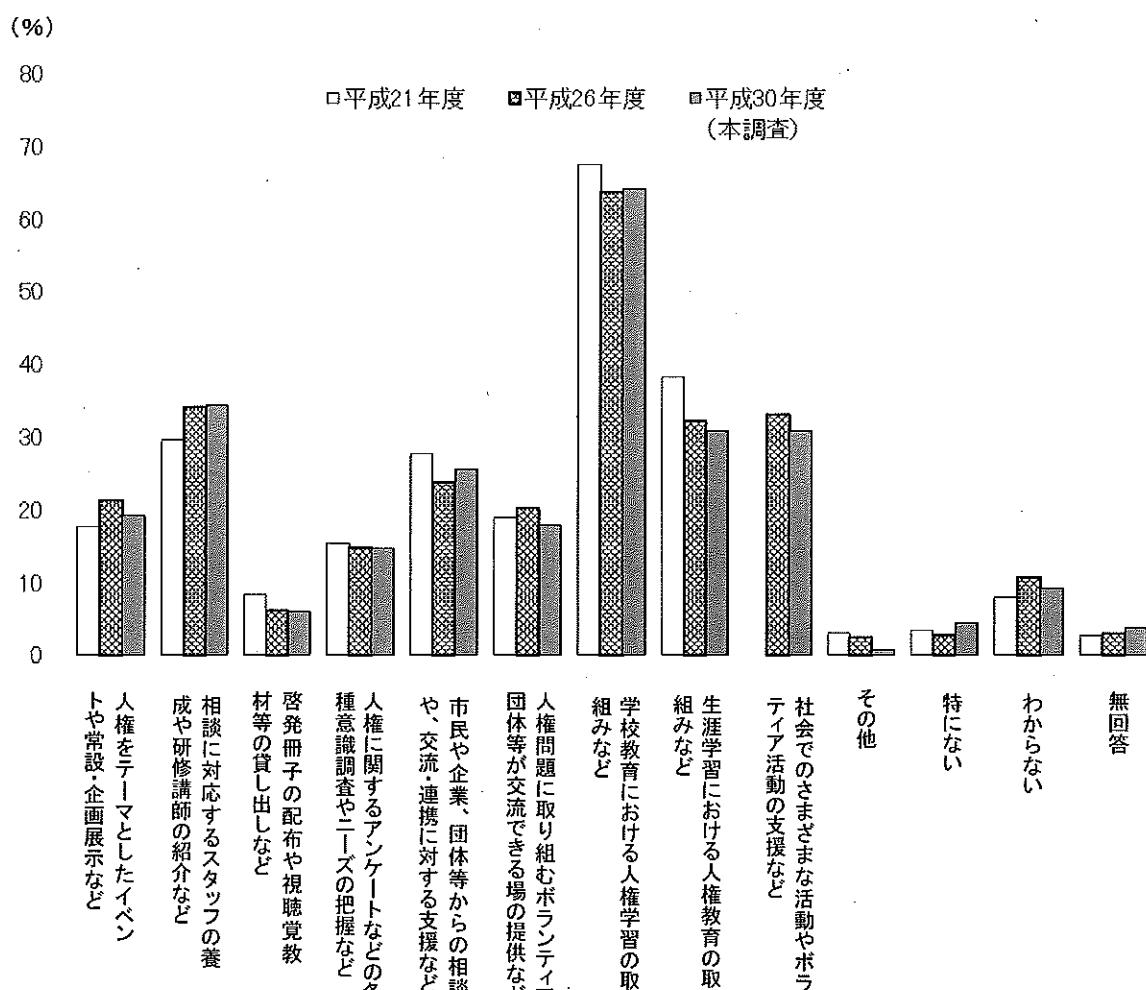
(%)



13 今後の行政の取り組みについて

問 19 あなたは、人権教育・啓発について、行政として今後どのように特に力を入れるとよいと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

	回答数(人)	人権をテーマとしたイベントや常設企画展示など	相談に対応するスタッフの養成や研修講師の紹介など	啓発冊子の配布や視聴覚教材等の貸し出しなど	人権に関するアンケートなどの各種意識調査やニーズの把握など	市民や企業、団体等からの相談など	人権問題に取り組むボランティア団体等が交流できる場の提供など	学校教育における人権学習の取り組みなど	生涯学習における人権教育の取り組みなど	ボランティア活動の支援など	その他	特にならない	わからない	無回答
平成21年度	1,900	17.6	29.7	8.4	15.4	27.6	18.9	67.4	38.2		3.0	3.4	7.9	2.7
平成26年度	1,349	21.3	34.2	6.2	14.8	23.8	20.2	63.6	32.1	33.0	2.4	2.7	10.7	3.0
平成30年度 (本調査)	1,491	19.2	34.3	6.0	14.6	25.6	17.9	64.1	30.9	30.9	0.7	4.5	9.2	3.7



14 市民一人ひとりが心がけることについて

問20 あなたは、市民相互の間で人権が尊重されるために、特に市民一人ひとりが心がけたり、大切にすべきことは何だと思いますか。(あてはまる番号すべてに○印をつけてください。)

	回答数(人)	人権に関する正しい知識を身につけること	人権に關する誤った固定観念や風習、誤った風習や風習、誤った固定観念にとらわれないこと	自分の権利とともに、他人の権利も尊重すること	自分が生活している地域社会やその人間関係を大切にすること	他人に對する思いやりや、やさしさを育むこと	その他	特になし	わからない	無回答
平成16年度	1,637	62.7	48.7	52.5	18.7		0.5	1.4	2.1	5.3
平成21年度	1,900	65.5	54.0	64.2	54.8	75.6	1.1	1.0	1.1	2.9
平成26年度	1,349	66.8	54.6	62.6	52.0	72.1	2.3	1.2	2.1	2.7
平成30年度 (本調査)	1,491	70.3	54.8	64.9	49.2	71.6	0.7	1.3	2.1	2.8

